

神戸とユダヤ難民

岩田 隆義

(神戸外国人居留地研究会理事)

一 はじめに

アヘン戦争に勝利したイギリスを中心に、中国を半植民地化した欧米列強は、さらに極東の小国日本にやってきた。安政六年（一八五九）の横浜、長崎、函館の開港から九年たつて、次に神戸にやってきた。ユダヤ人たちは、他の西洋人と同じく産業革命の波に乗り、利益を求める、そして命を賭して、ある者は冒険商人と呼ばれる貿易商として、ある者は貿易船の船乗りとしてやってきた。ところが神戸開港以来神戸の地に住み、強く生き抜いたそのユダヤ人の歴史は、イギリスなどの国籍を有する人間として記録され、ユダヤ人の歴史として顧みられることは少なかつた。

次にユダヤ人が神戸の歴史の中で焦点化されたのは、第二

次世界大戦で歐州から日本に難民としてやってきたときであつ

た。

昭和十四年（一九三九）七月二十日に杉原千畝は、リトニアの首都カウナスの領事代理として領事館勤務を命じられた。同年八月二十九日にカウナスに着任。それは、ドイツ軍がポーランドに侵攻し、第二次世界大戦が始まる九月一日から、わずか三日前のことだった。杉原は、翌年の昭和十五年七月末にユダヤ難民に日本の通過ビザの大量発給を始めた。昭和十六年七月までに、四千人を超えるおびただしい数のユダヤ難民が神戸に押し寄せた。彼らの姿は、七五年という時間の経過とともに、限られた人々の記憶の片隅にその残滓をとどめているに過ぎない。また、北野町・山本通に多くのユダヤ難民が在留した記録や文書類は戦災でそのほとんどが焼失してしまった。

本稿では、今かすかに残っているユダヤ人関係の文書、文

献、難民の手記、新聞報道、証言などをできるかぎり収集し、客観的事実を拾い集めることに努めた。まだ分析等は十分ではないが、明治開港以来の神戸のユダヤ人の足跡を少しでも明らかにできればと願っている。

二 東アジアのユダヤ人

天保十三年（一八四二）アヘン戦争に敗北した中国は香港をイギリスの植民地とし、上海などの港を開くことに同意した。イギリスは、上海を開放都市にして、土地を開発し商業を育てるために、あらゆる人を呼び集めた。ユダヤ人はこの機会を利用して上海にやってきた。彼らはオープンエリアに定住し商売への招待を利用した。一八四〇年代の初めバグダッドには、サスーン一族や多くの起業家たちがいた。十八世紀の終わりから十九世紀の初めにかけて、彼らの多くはイギリス統治下のインドに移った。デヴィッド・サスーンはバクダッドに生まれ、アヘンの利権を求めて、ボンベイから上海に移った。そして、そこで、商業をし、何の妨げもなく自分たちの宗教的活動を行い、繁栄する大きな自由を手に入れた。イギリスは中国やアジアから銀をまきあげる麻薬貿易により、ロ

ンドンのシティに莫大な富をもたらしていた。イギリス最大の銀行香港上海銀行は、アヘン貿易で得たお金で一八六八年に創業した。その筆頭株主は、デヴィッド・サスーンの五男アーサー・サスーンであった。

サスーン一族やユダヤ人たちは大変宗教的だった。彼らは、どこに行っても一〇人の小さなユダヤ人コミュニティをつくるように努めた。上海でももちろん同じようにした。そして、サスーン一族は上海社会の社会的・経済的レベルの頂点に上り詰めた。彼らはアヘン貿易からお茶そして不動産の取引に関わり、運輸業にも手を出し、上海の運輸の半分を占めていた。デヴィッド・サスーンの曾孫ヴィクトー・サスーンはイギリスにもたらした利益により、ナイトの称号が与えられた。彼らはイギリスの出先基地であった。このサスーン財閥に対抗してアヘンと紅茶で東インド会社の利権をめぐって、ジャーディン・マセソン商会が激しく争った。設立者のウイリアム・ジャーディンとジェームズ・マセソンは、共にスコットランド出身のユダヤ人だった。ジャーディン家・マセソン家・サスーン家・ロスチャイルド家はやがて姻戚関係で結ばれた。明治維新の功労者であるトーマス・グラバーは、ジャーディ

ン・マセソン商会の社員であり、グラバーが設立した長崎のグラバー商会は、ジャーディン・マセソン商会の代理店であった。

三 明治期のユダヤ人

日本にユダヤ人が最初に来たのが、十五世紀のポルトガルの探検家、あるいは十六世紀に長崎の出島に滞在した数名のオランダ商人であるとする説があるが確認されていない。その後はペリーが来航して開港するのを待たねばならない。長崎居留地の開設当初からユダヤ人が船員として来航していたと思われるが、長崎大学のバークガフニによれば、最初の人として特定できるのは、ウォルツシュ商会のユダヤ系アメリカ人、エライアス・トールマンであるとしている。明治期に入ると、東ヨーロッパ、ロシア出身のユダヤ人が長崎や横浜に上海経由で貿易商人・船員として来航するようになつた。神戸にも一八六八年の開港と同時に開港を待ちわびた外国人・商社が押し寄せてきた。まだ居留地や港が十分に完成してない地に四〇〇人を超える外国人が上陸した。彼らは商機を逃すまいとはるばる上海から、そして先に開港している

横浜・長崎からやってきた貿易商人であった。

明治元年（一八六八）居留地の第一回の競売が始まると、ユダヤ人が經營するイギリス最大の銀行香港上海銀行とアメリカユダヤ系商社のウォルツシュ・ホール社が二番の土地を坪一〇分という高値で落札している。また、最高値がつけられたのが京町通りの八四番で、ユダヤ人商社のジャーディン・マセソン社の代理店のグラバー商会が獲得している。また、ユダヤ人名のゴーラードマン、ゴットリンガー、グリンバーグなどの名前が、明治三、四年の神戸ディレクトリーに残っている。また、明治三年六月には、タツキ、ガラバー名で長崎から来たトーマス・グラバーが雑居地花隈村の土地（中山手通六丁目三、四番地それぞれ一二一一坪、三一五坪）を池田市左衛門他から永代借地している。この他に英・蘭・仏・米その他の国籍でユダヤ人が在留したであろうことは疑問の余地がない。グラバー商会やウォルツシュ商会が、神戸にも長崎と同じようにできましたが、彼らの足跡はイギリス人、アメリカ人としては残っていても、ユダヤ人としては残されていない。

中に次のような記載がある。⁽¹⁾神戸開港の間もないころ、英字新聞『ザ・ヒヨーロ・ニューズ』の明治元年四月二十六日付で「マルクス商会で一人の日本人によつて五〇〇〇分相当の商品が詐取されそうになつた。その男は、いくつかの商品を

注文し、普通に見える一分銀四〇〇枚の包みを五つで支払つた。マルクス氏が開けてみると、鉛が入つていた……」などと事件を詳細に伝えていた。以上の記事から、また、ハロルド・ウイリアムズのマルクス商会に関するその他の記録から、明治元年にヘンリー・マルクスとアレクサンダース・マルクスというユダヤ人が確かに神戸に来ていたことを確認することができる。

明治二年十月二十七日号の『ザ・ヒヨーロ・ニューズ』に、⁽²⁾次のような死亡記事が載っている。「一八六九年十月二十五日午後一時アルフレッド・シングロトン氏イギリス領事館治安官日本の病院で死去」

彼の墓碑は、修法ヶ原の外国人墓地四区一九三番に建てられている。現在修法ヶ原の外国人墓地は、昭和二十七年に春日野墓地から移転する際に宗教別に分けられている。シングロトンの墓碑は宗教が不明の区域に建てられている。墓碑の

文字がヘブライ語かどうかの判断がされぬまま宗教が不明の墓碑として、その区域に移されたものと思われる。墓碑のヘブライ語の印刻の文字判読をイーディッシュ語の第一人者のイスラエルのコツツラーマンにお願いした。

一行目、P N … ユダヤ人の墓石の形式で『ここに埋葬される』の意。二行目『私たちの教師であり、ラーバイである』の意。これも死者を崇めるための形式の言葉。『Itzhak イツハツク』ヘブライ語の『アルフレッド』と読むことができる。三行目『Shimon シモン』セカンドネームかもしだれない。『Halevi ハレヴィ』苗字かもしだれない。あるいは宗教的地位をあらわしているのかもしだれない。イスラエルの一二支族の一つのレビ族出身であることを表している。四行目よく読めない。五行目『一八六八年から一八六九年の年に』六行目『LEPAK』五行目の、年の数える方式を表している。七行目『TENATSEVA』死者に捧げる祈りの言



A・シングロトンの墓

葉。『安らかにねむれ』『私たちの教師であり、ラーバイである、イツハック（アルフレッド）・シモン・ハレヴィは、一八六八年から一八六九年の年にここに埋葬される。安らかにねむれ』

墓碑がヘブライ語で書かれていることから、アルフレッド・シングロトンが当然のこととしてユダヤ人であると推定されるが、さらに墓碑の印刻の内容からも、アルフレッド・シングロトンは明らかにユダヤ人であり、ユダヤ人として埋葬されていると考えられる。シングロトンの墓碑は神戸に残っている最も古いユダヤ人の墓碑であるだけでなく、神戸の地にユダヤ人が足跡を記した最も古い明確な証左である。

また、明治三年十一月七日付の『ザ・ヒヨーゴ・ニュース』⁽³⁾に次のような結婚通知が載っている。

「一八七〇年十二月四日、日本の神戸のシナゴーグにおいて、神戸のゲイソン・ブレイク氏とアメリカテネシー州メンフィス出身のマイケル・ブレイク氏の娘ソフィア・ブレイクさんの結婚式が、ゲトリンガー牧師によりとり行われた」

ソフィアはおそらくゲイソンの従妹に当たると思われるが、開港当時、外国人女性が極端に少なかった事情やユダヤ教徒

の間では近親婚が行わっていたことを考えれば、近親婚である可能性が高いと思われる。この記事の記載内容を文面通りに解釈すると、キリスト教の牧師（Rev.）がユダヤ教のシナゴーグで結婚式をとり行つたことになる。宗教上の規則に厳格で忠実なユダヤ教において、このようなことがあり得るのか調べてみた。その内の説得力のある有力な意見の一つにコツラーマンのものがある。

「『Rev.』について、確かに『Rev.』はキリスト教の僧侶への敬称であるが、英語を話す国においては、ユダヤ人はユダヤ教の指導者ラーバイを『Rev.』とよく呼んでいる。この結婚した二人はアメリカ人であり、花嫁の父はテネシー州出身なので、ラーバイを『Rev.』と呼ぶのはまったく自然なことである。通常ユダヤ教の結婚式では、ラーバイが不可欠だ。それに、仮に神戸のシナゴーグが本当のシナゴーグだったとしたら、必ずラーバイが結婚式にいなくてはならないはずだ。（だから『Rev.』すなわちユダヤ教のラーバイが結婚式を行つたと解釈することは可能だ。）」

ここで開港後間もない明治三年の神戸に本当にシナゴーグがきていたのかという問題に改めて突き当たる。ニューヨー

クのジャーナリストのゴールドバーグは、「最少一〇人の男性が集まれば場所はどこであれ、そこはシナゴーグになる」と言っている。また、コッツラーマンによれば、「一八七〇年に、粗末なものであっても、あるいは家屋の一部だったかもしれないが、神戸にシナゴーグが存在したように見える。

シナゴーグができるためには、最少の必要人数（一〇人の男性）がいないとトーラの巻物を詠むことはできない。しかし、シナゴーグの成立に、祈りを捧げるクオーラム（最少の必要人数）やミンヤン（ユダヤ教の礼拝において、公的礼拝をするための一三歳以上の一〇人以上の男性の人数のこと）とは関係がない。『Rev』ゲトリンガーというのは、ラーバイのゲトリンガーを意味し、すなわちラーバイが既に神戸にいたことを表しているのかもしれない」と話している。

また、前述したように、サスーン一族は、「どこに行つても一〇人の小さなユダヤ人コミュニティをつくるように」努めていることから、神戸でも同じように一〇人を超えるユダヤ人を集めコミュニティを形づくっていたことは十分に考えられる。

以上のこと考慮すると、神戸に明治三年に、ユダヤ教の

信仰の場としてのシナゴーグが存在した可能性はあると同時に、これからの研究課題である。

また、國立館大学のジーンバーグから寄せられた情報に、明治三十三年（一九〇〇）六月十五日付の『ジュエイッシュ・メッセンジャー』に、「シナゴーグが日本の神戸にできる予定である」という短い記事が載っている。また、同じく明治三十三年八月十七日付の『ジュエイッシュ・メッセンジャー』に香港のユダヤ人という記事の末尾に、「ユダヤ人たちが日本本の神戸と横浜の港に商社の支店を開いている。ユダヤ教の集会（コングリゲーション）が最近神戸で始まっている。神戸には、三五人のユダヤ人のコミュニティがある」という記事が記載されている。⁽⁴⁾

明治三十八年日露戦争後、長崎のユダヤ人コミュニティが崩壊し、神戸にユダヤ人が流入してきている。ところが、それ以前に神戸にシナゴーグが存在し、三五人のコミュニティがあつたという事実は、現在確認されていない。しかし、その記事が学術論文情報サイトの「プロクエスト・ヒストリカル・ニューズペイパー」から引用されたものであることを考慮すると、かなり信頼できる情報のように見える。

いすれにせよ以上のことを総合的に判断すれば、一八六八年の神戸開港直後に、ユダヤ人が神戸の地に上陸し、少なくとも一〇人以上が居留し生活を営んでいたことを事実として確認することができる。そして、その後明治三十三年まで徐々に増加し三五人のコミュニティが成立するまでになり、シナゴーグができていたと考えられる。

四 明治末期から昭和十四年までのユダヤ人

日露戦争の前年の明治三十六年（一九〇三）には、ロシア政府の黙認の下、ロシア全土でユダヤ人街などの襲撃が行われ、ポグロム（集団的迫害）が起つた。そのため第一次ロシア革命（明治三十八年）後、神戸に逃れてくる難民がいた。それまで活発に活動していた長崎のユダヤ人共同体は、明治三十七～三十八年の日露戦争の間に解散し崩壊した。そのとき長崎のユダヤ人共同体は、「トーラ」（モーセの五書・聖典）の巻物を神戸のユダヤ人共同体に渡した。神戸のユダヤ人共同体の中には、第一次ロシア革命の後とらわれ解放された兵士たちもいた。一九〇〇年代初めから中ごろにかけて、神戸のユダヤ共同体は、大体ロシアから来たユダヤ人と中東

から来たユダヤ人で構成されていた。たいていの場合、ロシアからのユダヤ人は、満州のハルビン経由で日本にやってきた。満州には、三つのシナゴーグと一つのユダヤ人学校があり、約三万人のユダヤ人が住んでいた。また、「バグダッドのユダヤ人」として知られている中東から来たユダヤ人は、イエーメンやイランばかりでなく、今日のイラクとシリアからも神戸にやってきた。その他に、中央・東ヨーロッパ特にドイツからやってきた者もいた。

第二次ロシア革命（ボルシェヴィキ革命）大正六年（一九一七）後に数名の白系ロシアのユダヤ人が神戸に来た。大正十二年の関東大震災後に数家族のユダヤ人が横浜から神戸に移転した。大正九～十年ころ、神戸には組織されたユダヤ人共同体はなかつたが、約一〇〇人のユダヤ人が住んでいた。昭和十五年（一九四〇）ごろには、五〇家族ほどのユダヤ人が神戸に暮らしていた。セファルディ系（中東系ユダヤ人）とアシュケナージ系（ヨーロッパ系ユダヤ人）との双方のシナゴーグがあつた。

モッシェによれば、「ユダヤ教の信仰の場所であるセファルディ系シナゴーグが、民家の中にでき、そこは簡単な箱舟

と地元の大工が作った読み机がある質素な所であった」と、昭和十五年当時にセファルディ系シナゴーグがあつたことを記述している。⁽⁵⁾

また、アシュケナージ系とセファルディ系の二人の指導者について、モッシュは、次のように述べている。⁽⁶⁾

「アシュケナージのロシア系ユダヤ人の共同体の著名な一人がサム・エヴァンス（オデッサのエワノフスキーベル）である。彼は、大正八年（一九一九）ごろ神戸に来た。長年にわたって、彼はユダヤ人共同体の指導者であり、ビジネスマンであり、そして、博愛主義者であった。彼は、まちがいなく日本国籍をとった最初のユダヤ人である。神戸で最初のアシュケナージ系シナゴーグが借家につくられた。そこはセファルディ系の集会所としても役立った。

モッシュは、ユダヤ難民の受け入れに大きな役割を果たした神戸ユダヤ協会（ジユーコム）について、その設立前様子を次のように述べている。⁽⁷⁾

「昭和十年ごろになると、神戸にユダヤ教の信仰の中心となる場所、セファルディ系とアシュケナージ系の双方のシナゴーグができ大きな共同体に成長し、かなり宗教的にかたちを整えてきていることがうかがわれる。

昭和十年に、後に神戸ユダヤ協会のリーダーとなつたアナトール・ポネヴェスキーハルビンのユダヤ人共同体から神戸にやってきた。神戸には二五くらいのユダヤ人家族があり、お互いに関わりなく別々に暮していた。第二次世界大戦が始まる前、神戸にはアシュケナージの約一五のユダヤ人家族があった。アナトールは、一五のアシュケナージのユダヤ人家族を一つの共同体になるよう働きかけた。その当時神戸には既にセファルディのユダヤ共同体があつた。やがてこの二つの共同体は併せて一〇〇人になつたが、社会的交流のない隣同士で住んでいた。

神戸のユダヤ人は、ほとんどの者が貿易に関係している約三〇〇〇人の外国人居住者の一部であった。ロシア人、トル

サスーンの名をとつて、シナゴーグは『オヘル・シェロモー』と名付けられた。彼がやつてきたとき、アシュケナージの共同体の方がセファルディの共同体より大きかつた」

コ人、ドイツ人、フランス人、そして、ポルトガル人の共同体があった。このユダヤ人ではないグループとの社会的接触はあったが稀であった」

五 ヨーロッパからのユダヤ難民

(昭和十五年から昭和十六年)

昭和十四年（一九三九）九月一日ドイツがポーランドに侵攻して、第二次世界大戦が始まった。ヨーロッパからの大量の日本へのユダヤ難民はこのことに起因する。昭和八年にヒトラーが政権に就くとユダヤ系企業製品のボイコットなどの反ユダヤ活動がドイツ全土で実施された。昭和十年九月ニュルンベルク法が制定され、ユダヤ人を二流市民とし、ユダヤ人の政治的・公的権利をはぐ奪した。三人または四人のユダヤ人の祖父母をもつ者をユダヤ人と定義し、ユダヤ人の祖父母をもつユダヤ教から他の宗教に改宗したカトリックやプロテスタン、修道女もユダヤ人とした。昭和十三年十一月には、水晶の夜（クリスタル・ナハト）と呼ばれる事件をきっかけに、ユダヤ人九一人が殺害され、三万人以上が逮捕され、強制収容所に収容されるというドイツ全土の pogrom が起き

た。

ヨーロッパでは十一世紀以降 pogrom は各国で頻繁に起こっていた。ユダヤ教徒は常に民衆や権力者に迫害され、追放と離散を繰り返す歴史を歩んできていたのである。



図1 第2次世界大戦前のヨーロッパ

①ポーランド難民

ヨーロッパから神戸へのユダヤ難民の数の正確な記録は残っていない。外務省外交史料館やアメリカのJDC（ユダヤジョイント分配委員会）などの資料に、ユダヤ難民の数などが特定の時期だけ部分的に記載されている。

難民の数をみると、神戸ユダヤ協会がニューヨークのジョイント（共同救済委員会）に送った昭和十六年三月十二日の報告によると、二月に神戸に着いたユダヤ難民は総数八〇六人であり、その内ポーランド人七四七人、ドイツ人四三人、その他一六人となっている。⁽⁸⁾ ポーランド人は約九二・六%を占めている。また、兵庫県知事より外務省への報告によると、昭和十六年四月八日時点での神戸在留のユダヤ人総数は一五六二人であり、その内ドイツ人は一〇四人、ポーランド人一三九三人、リストニア人三〇人、チエコ人二一人、その他一四人である。その内ポーランド人は約八九%を占めている。以上のようにポーランド人は、ユダヤ難民のほとんどを占めているのである。⁽⁹⁾ このことから、神戸のユダヤ難民を取り上げる視点として、難民の中で圧倒的な数を占めているポーランド人を基にして、考察することが妥当と思われる。

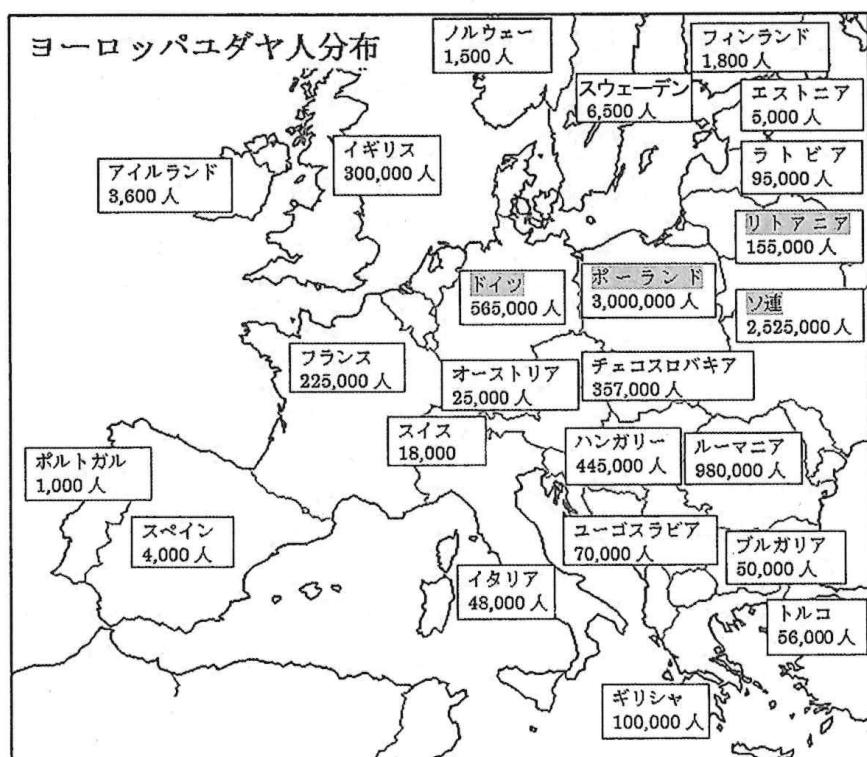


図2 ヨーロッパユダヤ人分布 1933年

昭和十四年九月一日ドイツがポーランドに侵攻したについて、ゾラフ・バルハフティクは、「ヒトラーのポーランド侵攻がまったくの奇襲であつたわけではない。強奪にも等しいナチのチェコスロバキア併合以来、予期されたことでは

あつた。（中略）ドイツがポーランド国籍のユダヤ人を国境外に追放した事件は、きわめて深刻に受け止められた。ヨーロッパ有数の文明国ドイツで、ユダヤ人が残酷な迫害を受けている。これは、反ユダヤ主義の根深い東ヨーロッパ諸国のユダヤ人にとって、不吉な前例として受け止められた。」と述べている。⁽¹⁰⁾ 昭和八年ごろ、ヨーロッパのユダヤ人の総人口は約九百五十万人で、ヨーロッパ在住のユダヤ人のほとんどは東欧に居住していた。ポーランドには三百万人、ソ連には二百五十万人、ドイツには五十六万人、フランスには二十二万人、ルーマニアには九十八万人、チェコスロバキアには三十五万人、リトアニアには十五万人、イギリスには三十万人居住していた。圧倒的に多数の約五百五十万人のユダヤ人がポーランドとソ連に住んでいたのである。⁽¹¹⁾

昭和十四年一月ポーランド与党は、ポーランドにおける暴力的反ユダヤ主義の急速な拡散の理由として、第一にポーランドにユダヤ人が多すぎること、第二にヨーロッパ全土に広がっている反ユダヤ主義の波が押し寄せていることを挙げている。そして、その対策として、パレスチナやその他の国への移住を促進して、ポーランド人口の一〇%を占めるユダヤ

人口を徹底的に削減する、また、ユダヤ人を経済的分野から追放し、ポーランド人にその地位を与えるなどとした。昭和十四年二月、ポーランド政府は、ユダヤ人に対する、国外移住を奨励し、経済活動から締め出す政策を発表した。このようにドイツだけでなくポーランド国内からも、政府と市民による公然としたユダヤ人排斥や攻撃が起こっていたのである。⁽¹²⁾

ドイツ軍がポーランドに侵攻して戦争が起つたとき、ポーランドのユダヤ人はどのような行動をとったのであろうか。ある家族は、「誰もが予想していた戦争がとうとう始まった」というある種の安堵感とさし迫った未来への漠然とした不安を感じた」と言っている。⁽¹³⁾

杉原サバイバー（杉原ビザにより救われた人々）のパーラ・

フランケルは昭和八年（一九三三）ごろ、ポーランドのポツナンでは反ユダヤ主義がはびこっており、すべての喫茶店に、「犬とユダヤ人お断り」という張り紙が出されたのを覚えている。そして、「その当時、私たちは殺されるとは思っていない。だから、だれも私たちが殺されるとか、ドイツ人がそんなにも残酷になれるとは考えもしなかった。（中略）最悪の場

合ワークキャンプに連れて行かれるかもしれないということ
くらいしか考えていなかつた」と言つてゐる。⁽¹⁴⁾しかし、バー
ラの家族は、素早く行動した。彼らは戦争開始の数日前に自
家用車を売却しバスをレンタルしている。そして、戦争開始
後の九月一日にそのバスでクラコーを出てルブリンに向かつ
ている。彼らは、最初から他国への脱出を目指していいたわけ
ではなく、国内のより安全な土地への避難だつたと考えられ
る。まだその時は道路は避難民で一杯という状況ではなかつ
た。

ウツチにいたビーテー・バルーク一家も家族の中では、「ド
イツ人はドイツから來た人がいうように悪い人ではない。そ
のままポーランドに残らう」という意見が強かつた。⁽¹⁵⁾当時ウツ
チは、ポーランド第三の都市で、七十万の人口の内三分の一
がユダヤ人、三分の一がドイツ人、三分の一がポーランド人
という構成であった。ドイツ軍がポーランドに侵攻した時、
その当時ヨーロッパ中に広がっていた反ユダヤ主義の流れの
重大性に気付いていた両親、特に母親が、ポーランドから隣
国のリトアニアに脱出を決意している。

「ドイツ軍が連日空襲し、死の雨を降らせた。ユダヤ人は、

列車、車、馬車あるいは徒步で、続々と首都ワルシャワを脱
出していった。難民の波は大きな流れとなり、北へ東へと向
かつた。(中略)九月八日、町の通りは、ワルシャワとその
付近から流れてきた難民であふれかえつていた」とバルハフ
ティクは言つてゐる。⁽¹⁶⁾

昭和十四年九月十七日、ドイツ侵攻からわずか二週間ばかりで、ソ連もポーランドに侵攻した。ポーランドの西半分を
ドイツが、東半分をソ連が占領した。

ポーランドがソ連に敗北し、被占領国になつたため、ヴィ
ルノがまもなくリトアニアに併合されるというニュースが伝
わつた。多くのユダヤ人はヴィルノに向け出発した。ヴィル
ノがリトアニア領となり、中立国の一都市になると、そこか
らパレスチナ行きが可能になるからだつた。リトアニアとソ
連の間の新しい国境線がひかれる前にヴィルノに到達しなけ
ればならなかつた。昭和十四年十月十日ヴィルノ地区はリト
ニアの支配下に入った。そのためポーランドからユダヤ難
民がヴィルノに大量に流れ込んだ。ヴィルノは、ポーランド
のユダヤ難民を一万五千人ほど吸収した。リトアニアへの脱
出は、ドイツ占領地からは難しくなり危険も大きかつたので、

ほとんどはソ連地区からの脱出だったとされる。ドイツは昭和十四年十一月二十四日に占領地のユダヤ人が居住地から離

ることを禁止している。ポーランドトリトニアの国境は昭和十五年三月までに完全に封鎖され、越境はもはや不可能になつた。

昭和十五年六月十五日、ユダヤ難民にとって不幸なことが起つた。リトニアにソ連軍が侵攻したのである。このことによりリトニアに逃れたユダヤ難民は、東ポーランドのソ連占領地にいるユダヤ難民と同じ立場に追いやられることがになつた。難民たちは何とかして恐ろしいソ連を脱出して、パレスチナなどに行こうとして必死に努力を重ねた。パーラは、「シベリアに送られるかもしぬないとおびえ、あるいは、何年間も衰弱してしまう牢屋に入れられるようなロシア人の支配下にいることを私たちは望んでいなかつた」と言つてゐる。⁽¹⁷⁾

「西側諸国に親戚があり多額の金を持っている人は、パラグアイやウルグアイなどのラテンアメリカ諸国の旅券と市民権を取得しようとした。それには、相当の金が必要であったし、特別のコネもなければならなかつた。この方法で問題を

解決できた人は、數十人にすぎない」とバルハフティクは言つている。⁽¹⁸⁾

② 杉原の通過ビザ発給

当時ポーランドトリトニアには、神学校がいくつもあり、西側世界から多くのユダヤ人神学生が集まつていた。その中のオランダから来た神学生たちが、大戦が勃発しリトニアから出られなくなつた。また、母国のオランダがドイツ軍に占領され、学生たちは難民となつてしまつた。二人のオランダの学生が、バルハフティクを訪ねてきて、次のような話をした。一人がオランダ領事にオランダの植民地へ避難したいと相談したところ、行ける可能性のあるところは、カリブ海のキュラソーとスリナムで、ビザなしでいけると教えられたというのだ。それは昭和十五年七月のことだつた。ヨーロッパは戦火の真っただ中にあり、南への脱出は不可能となつていた。どこにも脱出するルートがなく、ユダヤ難民はリトニアに完全に封鎖された状態だつた。バルハフティクは、キュラソーは固い壁を打ち破る手段になると考へたという。リトニアからソ連、日本、太平洋、パナマ運河のルートを考えつき、これで日本の通過ビザを取得できる可能性が出てきた

と述べている。⁽¹⁹⁾

当時カウナスのオランダ領事は、ヤン・ツバルテンディクだった。昭和十五年（一九四〇）六月に領事代理として任命されている。ツバルテンディクは上司であるラトビアのオランダ大使デ・デッカーと西インド諸島の入国の許可について協議をしている。昭和十五年七月十一日、デ・デッckerは、西インド諸島のキュラソーとスリナムへの入国を許可するビザを発行した。昭和十五年七月二十二日、ツバルテンディクは、「SAFE CONDUCT PASS」戦時安全通行証にデ・デッckerの記載をそのまま写したものを作成した。リトニアは、ソ連に占領されたとはいえ、かろうじて半分は独立を維持していた。外国の領事館は開いていたが、安全な国へのビザは取得できなかった。ツバルテンディクの発行した「SAFE CONDUCT PASS」戦時安全通行証は、事実上のビザであった。キュラソー・ビザのニュースはすぐに難民たちに伝わり、難民たちはオランダ領事館に殺到した。

デ・デッckerとツバルテンディクが始めたキュラソー・ビザは、思いがけない連鎖反応を起こした。ユダヤ難民はキュラソー・ビザを持って、カウナスの日本領事館に駆け付けた。

杉原千畝は前年の昭和十四年八月に既に領事代理として任に就いていた。昭和十五年の七月十八日の朝、杉原は騒ぎで目が覚めて見ると、フェンスの向こうに大勢のポーランド難民がいるのに気が付く。杉原は昭和十五年七月二十五日に外務大臣松岡洋右にこの事態について電報を打つが返事がこない。後年杉原は書いている。「私はとうとう東京といくら協議をしても全く無駄だと分かった。私はただ時間を失っている。難民が他の国へ行くことを証明する書類を提出できるかどうかということに関係なく、私は私の所に来たすべての人に通過ビザを発給した」⁽²⁰⁾

杉原千畝は、昭和十五年七月二十九日からユダヤ難民に大量の日本通過ビザを発給し始めている。

アメリカのホロコースト記念館の記録によれば、杉原がツバルテンディクのビザを持っている、ほとんどがポーランド系のユダヤ難民に通過ビザを発行したとある。オランダ領事と大使そして日本領事の果敢で人道的な行動によって、六千人を超えるユダヤ難民の命が救われたのである。

③ ソ連からの出国

次にソ連を通り抜けるために、ソ連の通過ビザ（出国ビザ）

が必要となつた。他国への移住に対し、ソ連当局は否定的

で、国境は固く閉ざされていた。当時ソ連領土内での移動は原則として禁止されていた。そんな中でソ連の出国許可を得るのは不可能であった。パーラは「リトアニアを出ていくのには、基本的なことで最も困難だったのは、ロシア人から出国ビザを手に入れることだった。ロシア人たちはロシアから国民が去っていくことを望んでいなかつたし、また、それを拒否する権利を持っていた」と言つてゐる。⁽²²⁾

ところが昭和十五年七月末に、突然ソ連当局から出国許可（通過ビザ）を出すという知らせがもたらされた。バルーク

の場合、パーラとは異なり、ロシアの出国ビザを手に入れるのに多少の賄賂が必要だったが、そんなにも難しいことではなかつたと言つてゐる。⁽²³⁾

杉原サバイバーのバール・ショーはこのことを次のように述べてゐる。⁽²⁴⁾

「最も信じられないできごとは、およそ五千人のユダヤ難民がソ連を出国することが許可されたという事実だ。私の知つてゐる限りでは、後にも先にもスターリン統治下のソ連邦の一つからそんなにも大きな集団の人々が出て行くことが許可

されたことはない」

なぜソ連がユダヤ難民に出国ビザを認めたのかその理由について明確な説明はまだ出されていない。その理由として、ロシアの闇市に大量に出回つていたアメリカドルをシベリア横断鉄道などで使わせ、アメリカドルを回収することが目的だったとか、また、スターリンが、ポーランドからロシアに大量のユダヤ人が流入するのをわざわざしく思つていたからだなどの意見がある。また、バルハフティクなどがソ連当局と通過ビザの取得について交渉してきたことに関係があるとする意見もある。

この突然のソ連の措置により、リトアニアからソ連を通り抜け、日本に渡る一本のルートがつながつた。ユダヤ難民がヨーロッパから脱出しパレスチナなどへ渡ることが可能なルートが開設されたのだ。しかし、一方では、リトアニアやソ連国内で、様々な理由でまた理由のない理由で、ユダヤ難民がシベリア送りになつてゐた。

昭和十六年一月一日ソ連はリトアニアのすべての難民に対して、一月二十五日までにソビエト国籍を取るように通告した。従わない場合はシベリア送りになることが明らかであつ

た。この結果、杉原ビザを持った何百というポーランドのユダヤ難民がモスクワのシベリア横断鉄道に殺到した。

ソ連の出国ビザを持つユダヤ難民の旅行は、インツーリストと呼ばれるソ連の旅行社によって取り扱われた。問題は、旅行の費用はすべてドルで支払わねばならないことだった。多くの難民は旅行費用の調達に苦労している。しかし驚くべきことに、アメリカのユダヤ人救済組織のジョイントが、リトニアやモスクワまで出向き、限定的だが、援助の手を差し伸べている。難民は、宝石などを売ってドルを工面して手に入れたり、難民の中の外貨建ての口座をもつユダヤ人からローンをしたりするケースもあった。パーラはこのことについて次のように述べている。⁽²⁵⁾

「次に私たちがしなければならないことは、切符を手に入れることだった。それは大変高価なものだった。ロシア人は、『ドル』を持つことは違法であるにもかかわらず切符は『ドル』で支払わなければならぬと言いはった。(ドルを所持していると、外為法違反で即刻逮捕された) 幸運なことに我々はニューヨークの友人にお金を送っていた。多くのユダヤ人は、戦争が始まる前に外国に送金をしていた。私

たちが連絡をするとすぐに直接旅行業者のインツーリストに送金してくれた。これが私たちの命を救ってくれた。出国ビザを持っていても旅行の費用を支払わなければ出国はできなかつたのである」

モスクワからウラジオストクまでは、大体一〇日間の旅であった。ある場合は一二日かかったという。シベリア鉄道の列車の中で、ロシア兵にパーラはバブシューカ（頭に巻くスカーフ）の下につけていた金とほうろうでできたブローチを取られたり、真珠の結婚指輪を奪われたりしている。やつとウラジオストクに着いても手荷物検査で貴金属類のめぼしいものは没収されている。ウラジオストクでの滞在日数は、パーラの場合出国検査が終わるとすぐに天草丸に乗船している。

バルークの場合は、一日ウラジオストクで宿泊し、次の日天草丸に乗船している。バルハフティクは、船待ちで六日間滞在している。そして、約二日間の船旅で日本の敦賀に着いている。

バール・ショーによれば、ユダヤ難民はウラジオストクに着くまで神戸に行くことは、知らなかつたと言つてゐる。ウラジオストクで、神戸ユダヤ協会の一人に敦賀から神戸に行

くことを告げられたという。⁽²⁶⁾

バルークはモスクワからウラジオストクまでの様子を、次のように述べている。⁽²⁷⁾

「我々はモスクワに着いた。そこでジョイントのお世話をニユーモスクワホテルに数日間滞在した。ウラジオストクまでのインツーリストの切符代と旅費は、一人二〇〇ドルだった。その時までにほとんどのユダヤ難民は無一文になっていたので、ジョイントが不足分を補ってくれた。私たちはシベリア鉄道の切符を手に入れることのできた数少ない幸運な人々の中にいた。というのは、ジョイントが使える資金に限りがあつたからだ。ウラジオストクまでの旅行ができなかつた難

民は、数名しか生き残れない厳しい自然条件のシベリアに送られた。シベリア横断鉄道はモスクワからウラジオストクに向け週に二回出ていた。その時の自然の状況によって変わるが、四日から一〇日かかった。私たちは冬の真つただ中だったので旅はゆっくりとしていた。車窓からの景色はみごとで、列車はたびたび止まり、その度に食料を買うことができた。それにベッドがあつた。そんなことより何よりも、私たちはとうとう脱出し、戦争からだんだん遠ざかっていることに難

民の間に幸福感が広がつた。ロシアの東の出口ウラジオストクに着いた。ホテルで一晩泊まつた。ウラジオストクでロシア軍は、ほんの少ししかない私たちの貴重品を没収した。隠すことはできなかつた。私たちは、敦賀に向け一九〇一年製の六一五二トンの家畜運搬船天草丸に乗船し、三日間の船旅をした。(中略) 私たちは、主にリンゴと乾パンを食べた。そんなこととは関係なく、私たちは自由へのパスポートをもつてるので、難民たちは感謝でいっぱいになり、幸福だつた。敦賀の緑の山を見たとき、自分たちが助かったことへの祈りをささげた。新しい生活が始まろうとしていた」

六 神戸に着いたユダヤ難民

神戸とユダヤ難民の主な出発地になつたりトアニアとは、およそ六千マイル(約九千六百キロ)の距離にある。はるばる神戸に着いたユダヤ難民はどのような人々だったのか、どこに住み、神戸でどのように過ごしたのか、また、いつどのように神戸を立ち去つたのかなどについて考察する。

① 神戸に来たユダヤ難民の数

金子マーティンは、デヴィッド・クランツラーが、「昭和

十五年七月から昭和十六年十一月までの間に、ドイツ系ユダヤ人二一六名、ポーランド系二七八名、その他三五名、総数四六〇九名が神戸に来た」と述べていることを紹介している。⁽²⁸⁾

バルハフティクは、「昭和十五年七月から昭和十六年五月末までの一一ヶ月の間に、二四九八名のドイツ系ユダヤ人と二六六名のリトアニアからの難民、併せて四六六四名が神戸に到着した。また、昭和十五年七月から昭和十六年八月の間に、ポーランド系ユダヤ難民二七一八名が、日本に來た」⁽²⁹⁾と述べている。彼のいうリトアニア難民とは、その多くはポーランド系ユダヤ人であり、ドイツ系ユダヤ人とリトアニアのポーランド系難民を併せた数が、四六六四名と見ることが妥当であろう。

また、信頼できるユダヤ難民の数として、外務省アメリカ局の昭和十六年四月十五日の「本邦渡来歐州避難民の状況」⁽³⁰⁾の報告がある。それによると、「歐州避難民は昭和十五年四・五月ごろより漸次多数渡来し來たり。その数昭和十五年中二〇七一名、同十六年初頭より二月まで九七三名合計三〇四四名に達す。(内約千七百名現在本邦に滞留す)、他面

在欧各公館において昭和十五年一月以来同十六年三月中旬までに歐州避難民に対し通過査証を与えたる者の数は五五八〇名なり。ゆえに我が方の通過査証を与えたる者にしてなお未だ本邦に渡来せざる者数は少なくとも約二千五百名あるべき筈なり」日本に渡來したユダヤ難民のほとんどは神戸に來たことを考えると、昭和十五年から昭和十六年二月までに、神戸に來たユダヤ難民は、外務省のいう「三〇四四名」を概数として約「三千名」程度とみることが適當であろう。

また、日本郵船(株)神戸支店長高橋一雄の社長への昭和十六年四月九日付報告文書「当地滞留ユダヤ人状況報告」の中には次のような記載がある。⁽³¹⁾当地滞留ユダヤ人として「三月三十一日現在にて県外事課の調査によれば、一七一三人の内約七割男にて約百人のドイツ系以外は主としてポーランド系なり。(中略) : 昨年夏頃より当地通過すでに出国せるユダヤ人は約四千人以上のことなり」

滞留一七一三名と出国した約四千名を単純に合計した数を神戸に降り立ったユダヤ難民の数とすると、五千七百名を超えるユダヤ難民が、神戸に降り立つことになる。

以上のことから、昭和十五年七月から昭和十六年十一月ま

での間に、少なくとも五千名を超えるユダヤ難民が神戸に来たと推定される。

② ユダヤ難民の入国の状況

昭和十六年二月に神戸ユダヤ協会が、昭和十五年十二月と昭和十六年一月に神戸に到着したポーランド、ドイツ、ポーランド・ドイツ以外のユダヤ難民の動向をまとめてニューヨークのジョイントに報告している。⁽³²⁾ ただし、昭和十五年十二月のポーランド難民については、集計から省かれ昭和十六年一月のみとなっている。

表一の集計表から、ポーランド難民の十二月では、五七%の難民が、また、一月では、二〇一人中一八三人・九一%ものが最終ビザを取得していない。ドイツ難民の十二月、一月では、それぞれ二一%、四八%が最終ビザを取得していない。また、ポーランド及びドイツ以外の国籍の難民については、十二月、一月では、最終ビザを取得していない難民は、それぞれ三五%、七三%となっている。昭和十五年九月三十日在欧公館にユダヤ難民に関する措置についての外務省の指示が出されている。その内容は、以下のようなものであった。

「本邦通過歐州避難民中、行き先国の入国手続き未了または

表1 神戸ユダヤ難民集計表 1940年12月～1941年1月
1941年3月 神戸ユダヤ協会調べ

項目	ポーランド難民		ドイツ難民		ポーランド・ドイツ以外の難民	
	1940年12月	1941年1月	1940年12月	1941年1月	1940年12月	1941年1月
家族数	...	130	66	36	13	20
家族の人数	35	201	106	64	23	33
男	...	143	61	35	13	14
女	...	58	45	29	10	19
神戸を去った人数	...	18	84	31	15	9
神戸に残った人数	...	183	22	33	8	24
年齢	0～1歳	1	—	—	—	—
	2～11	11	5	3	3	4
	12～15	1	2	2	—	5
	16～21	12	3	4	3	8
	22～34	82	7	8	7	6
	35～44	54	14	11	5	5
	45～59	31	31	17	4	5
	60歳以上	7	31	9	1	2
最終ビザを持っていない者	20	183	22	31	8	24
最終ビザを持っている者	15	18	84	33	15	9

携帯金僅少の者少なからざるにつき、①入国査証は付与せざるよう②通過者は、必ず行き先国の入国手続きを完了し、且つ、目的地に至る間の所要船車賃のほか、本邦滞在日数に応じ一人一日当たり最低二五円見当の宿泊料金を必要とする」

ヨーロッパからの昭和十五年十二月と昭和十六年一月におけるユダヤ難民は、かなりの割合で最終目的地ビザを持たず神戸にやってきている。この時までも既にビザを持たない大量のユダヤ難民が来邦している状況を考えれば、これは、明らかに外務省の指示とは異なる状況である。これは、杉原千畝のカウナスでのビザ発給が主な理由と考えられるが、ヨーロッパの日本以外の公館が出したビザやポーランド亡命政府やリトアニア当局が発行した戦時安全通行証 (SAFE CONDUCT PASS) が最終目的国の入国査証の役割を果たした可能性もあると思われる。そして、最終目的地のビザがなく、また、所要の現金の持ち合わせがなくとも神戸にたどりついた背景には、ウラジオストクで、神戸ユダヤ協会が必要資金の支給や保証をした事実が報告されている。

また、敦賀上陸に際しても、神戸ユダヤ協会が身元保証人になることによって、ビザ要件不備の多くのユダヤ難民が日

本への入国を許可されている。敦賀の古江孝治によると、昭和十五年十二月三日フインケルシュテイン・ソファア（ドイツ国籍、昭和十五年七月二十四日ビザ発給、杉原リストNo.八）の日本通過ビザに次のような記載がある。⁽³³⁾

「日本国で北アメリカ行きのビザの取得を願い出ているが、万一一ビザの取得ができないときは、日本の官憲の指示で日本を退去して、いずれの国へと行くことを条件に、在神戸ユダヤ協会の保証によって、日本への入国を特別に許可する」「入国特許昭和十五年十二月三日（から）昭和十六年一月三日福井県」

また、昭和十六年二月二十四日以降のユダヤ難民のビザに次のような記載が見受けられるとしている。⁽³⁴⁾

「この者は、行先地の査証をもっているが、本邦『滞在』に必要な現金が『無く』乗船券の予約『無き』ものなので、在神戸ユダヤ協会の保証を取って、『入国』を特別に許可した」

この二つのいずれの例も神戸ユダヤ協会の保証によって、福井県の入国管理事務所がビザ要件不備のユダヤ難民に入国特許を与えたことが確認できる。

バルハフティクが、ユダヤ難民の入国の状況を次のように

述べている。⁽³⁵⁾

「ドイツ系難民は、上海入市許可証を所持していたほか、短期の日本滞在費も十分もっていたので、日本に対しても別に問題とならなかつた。横浜には、ジョイントの金でHIA S（ユダヤ難民救援協会）がドイツ系難民委員会を設置し、ドイツ系ユダヤ難民問題を専門に扱つた。ここに救助を求めたポーランド系難民は、神戸在住ユダヤ人社会の設けた委員会へまわされた。（中略）リトアニアから日本へ来た難民の問題は、神戸ユダヤ協会の委員会が扱つた。三〇家族ほどのアシュケナージ系集団が、文字通りひとつの救援委員会となり、シナゴーグをはじめとする共同施設は難民センターに変わつた。セファルディ系社会はいっこう関心を示さず、委員会に協力しなかつた。委員会は、敦賀港で難民を出迎え、日本滯在中難民の世話をした。金銭や物質上の面倒もみたのである。神戸の委員会は、その資金をアメリカのジョイントに全面的に依存した。委員会は、難民の日本出国を扱つておらず：日本からの移住（出国）手続きは難民自身が行つている」

多くの難民たちは、日本入国後、有効な最終目的地ビザを求めて、彼ら自身が神戸・横浜・東京にある領事館を訪ね回つ

たのである。杉原の通過ビザの発給期間は昭和十五年七月九日から八月三十日までで、二二三九家族に出されている。昭和十六年三月七日外務省訓令で、在欧公館が報告した昭和十五年一月から昭和十六年の三月までの間に日本通過ビザを発給した数は以下のようである。⁽³⁶⁾

「ハンブルグ一四一四、ウイーン七八六、ベルリン六九一、ストックホルム三三八、モスクワ一五二、プラハ七一」

アメリカのホロコースト記念館の記載に、「日本に着いたドイツ・オーストリアの難民の報告によると、リトアニアからのポーランド難民とは違つて、ドイツ・オーストリアの難民のほとんどが書類は完璧で、日本に短期間滞在し、自分たちの目的地に向け旅行を続けたことを示している」とある。

表一の「一九四一年一月の神戸到着ポーランド系ユダヤ難民・神戸を出港した者」の表によると、行き先はアメリカ九人、アルゼンチン四人、ブラジル四人、オーストラリア一人で出港できた者は、二〇一人中わずか一八人（約九%）に過ぎない。出身地は、ヴィルノ一七九人（八九%）、カウナス一九人（九%）、その他三名となつてゐる。圧倒的にポーラ

表2 1941年1月の神戸到着ポーランド系ユダヤ難民・神戸を出港した者
1941年1月31日 神戸ユダヤ協会調べ

番号	国籍	どこから	神戸到着年月日	どこへ	神戸出港年月日
1	ポーランド	ヴィルノ(ヴィリニユス・リトアニア)	1941年1月13日	オーストラリア	1941年1月31日
2	〃	〃	1月15日	USA	1月25日
3	〃	〃	1月2日	アルゼンチン	1月21日
4	〃	〃	1月13日	USA	1月25日
5	〃	〃	〃	〃	〃
6	〃	〃	1月13日	USA	1月25日
7	〃	〃	1月2日	USA	1月25日
8	〃	〃	1月2日	アルゼンチン	1月25日
9	〃	〃	〃	〃	〃
10	〃	〃	〃	〃	〃
11	〃	〃	1月2日	ブラジル	1月21日
12	〃	〃	〃	〃	〃
13	〃	〃	〃	〃	〃
14	〃	〃	1月2日	USA	1月21日
15	〃	〃	〃	〃	〃
16	〃	〃	1月2日	USA	1月7日
17	〃	〃	〃	〃	〃
18	〃	〃	1月2日	ブラジル	1月21日

ンド人の出身地は、ヴィルノとカウナスで占められている。

表三の「一九四〇年十二月に神戸に到着したドイツ系ユダヤ難民」の表を見ると、一〇六名中最終ビザを取得している者は八四人で行き先は中南米が多く、神戸に来ておおむね二週間程度という短期間で神戸を去っている。これらは、在日本公館のベルリン、ウィーン、プラハ、ハンブルグ、ストックホルムなどの領事が、本国からの日本入国のビザ発給についての訓令に忠実に従い、最終目的地ビザを厳しく審査した結果と見ることができる。また、最終ビザのないドイツ系ユダヤ難民の一部は、ユダヤ協会のある神戸に在留せず、大使館の多い横浜に移ったりしている。一〇六名の中にカウナスから来た者が一一名いるが、六名は行き先が無記名で不明であり、一名がキュラソーと記入している。これらは、カウナスで杉原千畝からビザ発給を受けたものの、難民たちは、キュラソーに行く意志はなく、日本の通過ビザをもらい、まず、戦火のヨーロッパを脱出することを目指していたとみることができることができる。

表四の「一九四一年一月に神戸に到着したドイツ系ユダヤ難民」の表を見ると、六四名中最終ビザを取得していない者

表3 1940年12月に神戸に到着したドイツ系ユダヤ難民
1941年1月31日 神戸ユダヤ協会調べ

番号	国籍	どこから	神戸到着年月日	どこへ	神戸出港年月日
1	ドイツ	—	1940年12月14日	—	—
2	〃	—	〃	—	—
3	〃	カウナス	12月24日	—	—
4	〃	ウィーン	12月10日	バルボア(パナマ)	12月24日
5	〃	ベルリン	12月24日	〃	—
6	〃	ウィーン	12月24日	サントス(ブラジル)	1941年1月21日
7	〃	〃	〃	〃	〃
8	〃	カウナス	12月24日	キュラソー	—
9	〃	〃	〃	ボリビア	12月30日
10	〃	ハンブルグ	12月14日	ブエノスアイレス(アルゼンチン)	1941年1月21日
11	〃	〃	〃	〃	〃
12	〃	ウィーン	12月24日	〃	〃
13	〃	Trubou	12月4日	〃	12月24日
14	〃	〃	〃	〃	〃
15	〃	—	12月27日	—	—
16	〃	—	〃	—	—
17	〃	ベルリン	12月23日	バルボア(パナマ)	12月30日
18	〃	〃	12月24日	サンフランシスコ	12月16日
19	〃	〃	〃	〃	〃
20	〃	ウィーン	12月10日	ブエノスアイレス(アルゼンチン)	1941年1月21日
21	〃	〃	12月9日	〃	〃
22	〃	カウナス	12月24日	—	—
23	〃	ウィーン	12月16日	バルボア(パナマ)	12月25日
24	〃	ベルリン	12月24日	—	—
25	〃	カウナス	12月5日	USA	—
26	〃	〃	〃	〃	—
27	〃	〃	〃	〃	—
28	〃	ストックホルム	12月24日	サンフランシスコ	12月28日
29	〃	〃	〃	〃	〃
30	〃	デュッセルドルフ	12月27日	バルボア(パナマ)	12月30日
31	〃	〃	12月24日	—	—
32	〃	—	〃	—	—
33	〃	ウィーン	12月9日	ブエノスアイレス(アルゼンチン)	1941年1月21日
34	〃	〃	12月24日	〃	〃
35	〃	ベルリン	〃	バルボア(パナマ)	12月30日
36	〃	〃	〃	〃	〃
37	〃	〃	〃	〃	〃
38	〃	ウィーン	12月10日	マンザニーロ(パナマ)	1941年1月21日
39	〃	〃	〃	〃	〃
40	〃	ハイリゲンシュタット	12月26	バルボア(パナマ)	12月31日
41	〃	〃	〃	〃	〃
42	〃	ウィーン	12月9日	モンテビデオ(ウルグアイ)	1941年1月21日
43	〃	プラハ	12月4日	—	—
44	〃	ストックホルム	12月14日	—	—
45	〃	ベルリン	12月26日	バルボア(パナマ)	12月30日
46	〃	—	12月24日	—	—
47	〃	グロツワフ(ポーランド)	12月27日	バルボア(パナマ)	12月31日
48	〃	〃	〃	〃	〃
49	〃	ライプチヒ	12月26日	〃	〃
50	〃	〃	〃	〃	〃
51	〃	ミュエンスター	12月19日	〃	〃

は二九名(四五%)に上っている。これは在欧日本公館の領事が発給したかどうかを見ると、ベルリン一、プラハ三、ストックホルム三、ハンブルグ二で合計一九人分が発給され

ている。その内一六名が最終ビザを取得しており、三名が行き先国が決まっていないだけである。日本の在外公館はこのドイツ系ユダヤ人のビザ発給についても、訓令にのつとり処

コ三名、 バルボア二名、 モンテビデオ、 パレスチナ、 上海各	理していることが分かる。出国先は、チリ九名、マニラ一〇 名、アルゼンチン五名、マンザニーロ三名、サンフランシス	52	〃	カウナス	12月24日	—	—
		53	〃	〃	〃	—	—
		54	〃	〃	〃	—	—
		55	〃	〃	〃	—	—
		56	〃	ルボフ	12月4日	—	—
		57	〃	〃	〃	—	—
		58	〃	ベルリン	12月26日	バルボア(パナマ)	12月30日
		59	〃	ストックホルム	12月24日	—	—
		60	〃	〃	〃	—	—
		61	〃	〃	〃	—	—
		62	〃	ウィーン	〃	ブエノスアイレス(アルゼンチン)	1941年1月21日
		63	〃	〃	〃	〃	〃
		64	〃	コペンハーゲン	〃	ロサンゼルス	12月30日
		65	〃	〃	〃	〃	〃
		66	〃	—	〃	—	—
		67	〃	ウィーン	12月9日	ブエノスアイレス(アルゼンチン)	1941年1月26日
		68	〃	—	12月14日	サンフランシスコ	12月16日
		69	〃	ベルリン	12月24日	〃	12月23日
		70	〃	ストックホルム	12月14日	バルボア(パナマ)	12月30日
		71	〃	〃	〃	〃	〃
		72	〃	ウィーン	12月9日	ブエノスアイレス(アルゼンチン)	1941年1月21日
		73	〃	〃	〃	〃	〃
		74	〃	〃	〃	〃	〃
		75	〃	ウィーン
		76	〃
		77	〃
		78	〃
		79	〃
		80	〃	...	12月24日	横浜	...
		81	〃	〃	...
		82	〃	〃	...
		83	〃	ケルン	12月8日	〃	...
		84	〃	〃	...	〃	...
		85	〃	ベルリン	12月25日	バルボア(パナマ)	12月30日
		86	〃	—	〃	横浜	12月15日
		87	〃	—	〃	〃	〃
		88	〃	ハンブルグ	12月24日	サンフランシスコ	12月28日
		89	〃	ベルリン	〃	バルボア(パナマ)	12月30日
		90	〃	ベルリン	12月24日	バルボア(パナマ)	12月30日
		91	〃	〃	12月23日	〃	〃
		92	〃	〃	〃	〃	〃
		93	〃	—	12月14日	横浜	12月15日
		94	〃	ウィーン	12月24日	ブエノスアイレス(アルゼンチン)	1941年1月21日
		95	〃	〃	〃	〃	〃
		96	〃	—	12月14日	横浜	12月15日
		97	〃	ウィーン	12月12日	ボリビア	12月25日
		98	〃	〃	〃	〃	〃
		99	〃	—	12月14日	横浜	12月15日
		100	〃	—	〃	〃	〃
		101	〃	プラハ	12月28日	—	—
		102	〃	〃	〃	—	—
		103	〃	ミュンヘン	12月26日	—	12月30日
		104	〃	〃	〃	〃	〃
		105	〃	ウィーン	12月26日	バルボア(パナマ)	12月24日
		106	〃	〃	〃	〃	〃

力ウナスから来た者が九名いるが、その内五名は行き先ビザ一名となっている。やはり中南米が多く、アメリカ・パレスチナはわずかであり、入国を制限していたことがうかがえる。

表4 1941年1月に神戸に到着したドイツ系ユダヤ難民
1941年1月31日 神戸ユダヤ協会調べ

番号	国籍	どこから	神戸到着年月日	どこへ	神戸出港年月日
1	ドイツ	ベルリン	1941年1月7日	マニラ	1941年1月21日
2	"	"	"	"	"
3	"	-	1月19日	-	-
4	"	-	1月9日	-	-
5	"	オペルン(ポーランド)	1月13日	マニラ	1月21日
6	"	-	1月14日	"	-
7	"	オルムート(ドイツ)	1月14日	"	-
8	"	-	1月25日	-	-
9	"	-	1月25日	-	-
10	"	カウナス	1月3日	アルゼンチン	1月21日
11	"	"	"	"	"
12	"	-	1月25日	-	-
13	"	-	1月25日	-	-
14	"	ミュンヘン	1月8日	モンテビデオ(ウルグアイ)	1月24日
15	"	カウナス	1月14日	-	-
16	"	-	1月25日	-	-
17	"	-	1月25日	-	-
18	"	-	1月25日	-	-
19	"	-	1月25日	-	-
20	"	ベルリン	1月3日	上海	1月30日
21	"	"	"	-	-
22	"	"	"	-	-
23	"	"	1月13日	バルボア(パナマ)	1月24日
24	"	"	"	"	"
25	"	-	1月25日	-	-
26	"	-	"	-	-
27	"	-	"	-	-
28	"	-	"	-	-
29	"	パンベルグ(ドイツ)	1月9日	マニラ	1月21日
30	"	"	"	"	"
31	"	プラハ	1月13日	チリ	1月24日
32	"	"	"	"	-
33	"	"	"	"	-
34	"	ケルン	"	"	1月24日
35	"	Rseinei	"	-	-
36	"	ウルムズ	1月12日	-	-
37	"	"	"	-	-
38	"	"	"	-	-
39	"	"	"	-	-
40	"	ブリュン(ドイツ)	1月13日	チリ	1月21日
41	"	"	"	"	"
42	"	"	"	"	"
43	"	-	1月19日	-	-
44	"	リガ	1月14日	サンフランシスコ	1月23日
45	"	リガ	1月14日	サンフランシスコ	1月23日
46	"	"	"	"	"
47	"	ベルリン	1月19日	マニラ	1月21日
48	"	"	"	"	"
49	"	"	"	"	"
50	"	-	1月21日	-	-
51	"	ラミーガラ(リトアニア)	1月21日	パレスチナ	1月20日
52	"	-	1月19日	-	-
53	"	ベルリン	1月28日	-	-
54	"	ハンブルグ	1月13日	チリ	1月24日
55	"	"	"	"	"
56	"	カウナス	1月2日	-	-
57	"	"	"	-	-
58	"	"	"	-	-
59	"	"	"	アルゼンチン	1月21日
60	"	"	"	"	"
61	"	"	"	"	"
62	"	ストックホルム	1月2日	マンザニーロ(パナマ)	1月31日
63	"	"	"	"	"
64	"	"	"	"	"

を持つているが、四名は所持していない。年齢層は、一二二才三四才が八名(一三%)と少なく、三五才以上の中高年が三七名(五八%)と大部分を占めている。

表五の「一九四〇年十一月に神戸に到着したポーランド・

ザを取得していない者は二名(九%)である。最終ビザを取得している者は、神戸ユダヤ協会の集計表では二一名となっている。その二名は、おそらくオランダ国籍でリトアニアから来た二名であろうと思われる。

彼らは昭和十五年八月六日に、杉原から一二六四番でビザ

表5 1940年12月に神戸に到着したユダヤ難民
(ポーランド・ドイツ系以外)
1941年1月31日 神戸ユダヤ協会調べ

番号	国籍	どこから	神戸到着年月日	どこへ	神戸出港年月日
1	ブルガリア	ソフィア(ブルガリア)	1940年12月4日	サンフランシスコ	1940年12月16日
2	"	"	"	"	"
3	"	"	"	"	"
4	"	"	"	"	"
5	"	"	"	"	"
6	アメリカ	ベルリン	12月10日	"	12月12日
7	デンマーク	ウプサラ(スウェーデン)	12月24日	マニラ	-
8	ハンガリー	コペンハーゲン(デンマーク)	12月14日	サンフランシスコ	12月16日
9	"	"	"	"	"
10	オランダ	テルシェイ(リトアニア)	12月24日	-	-
11	デンマーク	ウプサラ(スウェーデン)	12月24日	マニラ	-
12	ニカラグア	ルボフ(ポーランド)	"	"	-
13	"	"	"	"	-
14	"	"	"	"	-
15	"	"	"	"	-
16	"	"	"	"	-
17	"	"	"	"	-
18	ノルウェー	ストックホルム(スウェーデン)	"	バルボア	1941年1月31日
19	アメリカ	プラハ(チェコ)	"	サンフランシスコ	1月23日
20	ハンガリー	ヘルシンキ(フィンランド)	"	リオデジャネイロ	1月21日
21	オランダ	テルシェイ(リトアニア)	"	-	-
22	アメリカ	プラハ(チェコ)	"	サンフランシスコ	1940年12月26日
23	"	"	"	"	"

発給を受け、テルシェイから来ている。そのビザは最終目的地がキュラソーであり、正式な入国ビザではなく上陸許可が出ないと分かっていたために、一人は行き先国を報告しなかつたと思われる。

表六の「一九四一年一月に神戸に到着したポーランド・ドイツ系以外のユダヤ難民」の表を見ると、三三名中最終ビザを取得していない者は二四名、七三%に上っている。表五の十二月と比較して、最終ビザを取得していない者が大幅に増加しているのは、リトアニア国籍の者とチェコスロバキア国籍の者がリトアニアのヴィルノから来ることに加え、他国籍であってもヴィルノやカウナスから来ている者を含めると三三名中二九名(八八%)になることが原因している。彼らは杉原千畝により助けられ、いわゆるキュラソー・ビザをもつて日本にやってきたが、それが正式の入国ビザでないことをよく理解しており、出国先を記入していないのである。その後最終出国先が決まるまでの間、彼らは、神戸に滞留することになることを表している。

リトアニア国籍一四人は昭和十六年一月一日または一月十三日に神戸に着いている。ソ連は昭和十五年八月三日にリトアニアを併合した。このことを理由にリトアニアの国民は難民ではなく、ソ連国民であるとしてソ連は、リトニア人の出国を認めなくなつた。ポーランド人については、通過・出国を認めた。そのことからすると、この一四人のリトアニ

イツ系以外のユダヤ難民」の表を見ると、三三名中最終ビザを取得していない者は二四名、七三%に上っている。表五の十二月と比較して、最終ビザを取得していない者が大幅に増加しているのは、リトアニア国籍の者とチェコスロバキア国籍の者がリトアニアのヴィルノから来ることに加え、他国籍であってもヴィルノやカウナスから来ている者を含めると三三名中二九名(八八%)になることが原因している。彼らは杉原千畝により助けられ、いわゆるキュラソー・ビザをもつて日本にやってきたが、それが正式の入国ビザでないことをよく理解しており、出国先を記入していないのである。その後最終出国先が決まるまでの間、彼らは、神戸に滞留することになることを表している。

リトアニア国籍一四人は昭和十六年一月一日または一月十三日に神戸に着いている。ソ連は昭和十五年八月三日にリトアニアを併合した。このことを理由にリトアニアの国民は難民ではなく、ソ連国民であるとしてソ連は、リトニア人の出国を認めなくなつた。ポーランド人については、通過・

表6 1941年1月に神戸に到着したユダヤ難民（ポーランド・ドイツ系以外）
1941年1月31日 神戸ユダヤ協会調べ

番号	国籍	どこから	神戸到着年月日	どこへ	神戸出港年月日
1	チェコスロバキア	ヴィルノ（ヴィリニウス・リトアニア）	1941年1月13日	—	—
2	〃	〃	〃	—	—
3	〃	〃	〃	—	—
4	〃	〃	1月25日	上海	1941年1月30日
5	〃	〃	〃	〃	〃
6	〃	〃	〃	〃	〃
7	〃	〃	1月13日	—	—
8	〃	〃	〃	—	—
9	〃	〃	〃	—	—
10	〃	〃	〃	—	—
11	リトアニア	ヴィルノ（ヴィリニウス・リトアニア）	〃	—	—
12	〃	ウテナ リトアニア	〃	USA	2月13日
13	〃	ヴィルノ（ヴィリニウス・リトアニア）	1月2日	〃	1月7日
14	〃	〃	〃	〃	〃
15	〃	アリトウス（リトアニア）	1月13日	—	—
16	〃	〃	〃	—	—
17	〃	カウナス	〃	—	—
18	〃	ブリモニス（リトアニア）	〃	—	—
19	〃	〃	〃	—	—
20	〃	—	1月2日	—	—
21	〃	アリツエ（リトアニア）	1月13日	—	—
22	〃	〃	〃	—	—
23	〃	カウナス	1月2日	—	—
24	〃	ヴィルノ（ヴィリニウス・リトアニア）	〃	—	—
25	オランダ	〃	1月2日	—	—
26	〃	〃	〃	—	—
27	ニカラグア	カリシュ（ポーランド）	1月2日	—	—
28	〃	〃	〃	—	—
29	ルクセンブルグ	カウナス	1月13日	USA	1月25日
30	〃	〃	〃	〃	〃
31	〃	〃	〃	〃	〃
32	無国籍	パネヴェジース（リトアニア）	1月2日	—	—
33	〃	レニングラード	1月24日	—	—

は、さらにその上に幸運が重なって、奇跡が起つたのである。

③ ユダヤ難民の滞留と査証所持の状況

表七、三月二十日現在のユダヤ難民の日本滞留状況を外務省本省（アメリカ局）の発表の昭和十六年四月十五日、「歐州避難民滞留者」によると、全滞留者の一五五九名中一三五一名（八七%）がボーランド人であり、続いてドイツが一五二名（九・七%）となっている。その他が

チエコ、リスアニアなどとなっている。

行先国別では、蘭領キュラソーが一一五三（七四%）となっており、続いて北米が一三二（八・五%）、中南米

九四（六%）、パレスタン四七（三%）、

そして、行き先国のビザを所持していな

ア人は、きわめて幸運な例であるといえる。ナチスやソ連の手から逃れ九死に一生を得て、神戸にたどり着いたユダヤ難民は、それだけで「奇跡」というべきであるが、この一四人

い行き先国不明の者が、八六名（六%）に上っている。いわゆるキュラソー・ビザの者が一一五三名おり、これにビザなしを加えると、一二三九名となり全滞留者の約八〇%に上る。

表7 3月20日現在のユダヤ難民の日本滞留状況

行き先国 国籍別	北米	蘭領 キュラソー	中南米	パレスチイン	その他	入国査証なく 行き先不明	合計
ポーランド	80	1,074	49	39	23	86	1,351
ドイツ	41	57	35	2	17	—	152
チェコ	2	4	—	—	—	—	6
リスアニア	3	10	7	6	7	—	33
その他	6	8	3	—	—	—	17
合 計	132	1,153	94	47	47	86	1,559

資料：昭和16年4月15日 外務省本省（アメリカ局）「本邦渡来歐州避難民滞留者」

次に、表8、昭和十六年四月段階でのユダヤ難民の入国時のビザの所持の有無と行き先国を、昭和十六年四月十八日兵庫県知事より外務省への報告の内、「入国当時所持の第三国査証の有無」四月八日現在を見ると、一五六二名中九一九名に上る、約五九%がキュラソー・ビザを持っている。これに無査証の者四五八名を加えると一三七七名となり、実に八八%になる。第三国査証とは、そのビザが最終目的地（行き先国）であるとは決まっていないが、一応出でいく先の国がある者のビザといふ意味ととらえると、キュラソー・ビザが大きな割合を占めている。キュラソー・ビザの所持の九一九名中の八六七名（九四%）がボーランドでのユダヤ難民の入国時のビザの所持の有無と行き先国を、昭和十六年四月段階でのユダヤ難民の入国時のビザの所持の有無と行き先国を、昭和十六年四月十八日兵庫県知事より外務省への報告の内、「入国当時所持の第三国査証の有無」四月八日現在を見ると、一五六二名中九一九名に上る、約五九%がキュラソー・ビザを持っている。これに無査証の者四五八名を加えると一三七七名となり、実に八八%になる。第三国査証とは、そのビザが最終目的地（行き先国）であるとは決まっていないが、一応出でいく先の国がある者のビザといふ意味ととらえると、キュラソー・ビザが大きな割合を占めている。キュラソー・ビザの所持の九一九名中の八六七名（九四%）がボーランド

表8 入国当時所持の第三国査証の有無

昭和16年4月8日現在

国籍別 第三国査証	ドイツ	ポーランド	リトアニア	チェコ	ルーマニア	ハンガリー	ボリビア	ニカラグア	オランダ	計
米国	19	52	4	—	—	—	—	—	—	75
オランダ領キュラソー	30	867	2	16	2	2	—	—	—	919
パレスティナ	1	17	—	—	—	—	—	—	—	18
パナマ	22	9	—	—	—	—	—	—	—	31
チリ	4	5	—	—	—	—	—	—	—	9
パラグアイ	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1
ドミニカ	3	1	—	—	—	—	—	—	—	4
ホンジュラス	1	1	—	—	—	—	—	—	—	2
ハイチ	1	1	15	—	—	—	—	—	—	17
タイ	—	4	—	—	—	—	—	—	—	4
フィリピン	3	1	—	—	—	—	—	—	—	4
キューバ	—	2	—	—	—	—	—	—	—	2
サンドミング	—	5	—	—	—	—	—	—	—	5
豪州	—	2	—	—	—	—	—	—	—	2
英領アフリカ	—	2	—	—	—	—	—	—	—	2
ボリビア	2	—	—	3	—	—	—	—	—	5
ニカラグア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
メキシコ	—	—	4	—	—	—	—	—	—	4
無査証	10	423	5	2	1	—	1	6	2	458
合 計	104	1,393	30	21	3	2	1	6	2	1,562

資料：昭和16年4月18日 兵庫県知事より外務省へ報告「ユダヤ人一斉調査に関する件」

表9 査証取得状況

昭和16年4月8日現在

査証取得国	進捗状況 査証終了	手続中		取得困難	計
		可能	未定		
米国	76	759	172	133	1,140
パレスチナ	47	138	48	41	274
カナダ	—	25	—	2	27
メキシコ	4	1	1	—	6
アルゼンチン	6	8	1	—	14
ブラジル	—	5	—	—	6
チリ	4	3	—	—	7
ボリビア	4	—	—	—	4
ウルグアイ	2	—	—	—	2
ペネズエラ	—	1	—	—	1
パラグアイ	1	—	—	—	1
ドミニカ	5	—	—	—	5
ホンジュラス	1	—	—	—	1
ニカラグア	6	—	—	—	6
キューバ	2	—	—	—	2
サンドミンゴ	5	—	—	—	5
仏領マルティニーク	4	—	—	—	4
英國	—	2	—	—	2
ビルマ	—	12	4	—	17
豪州	2	6	2	—	1
英領アフリカ	2	6	—	—	8
タイ	5	2	—	—	7
上海	6	—	—	—	6
フィリピン	2	1	2	—	5
オランダ領キュラソー	—	—	—	2	2
合 計	184	969	230	179	1,562

資料：昭和16年4月18日 兵庫県知事より外務省へ報告 「ユダヤ人一斉調査に関する件」

ランド国籍である。続いて多いのが、一五六二名中七五名（約五%）の米国のビザである。そして、パレスチナ一八人、パナマ三人、ハイチ一七人などとなっているほか、中南米の

九六九名（約六一%）に上り、合わせると約七三・八%の難民が、出国する可能性が開けていると見られる。残り

がビザ取得が可能な者は（約一一・八%）が既にビザを取得しており、手続き中だ

引き続き同じく表九の昭和十六年四月十八日兵庫県知事より外務省への報告「査証取得状況」四月八日現在を見るところ、一五六二名中一八四名（約一一・八%）が既にビザを取得しており、手続き中だ

各国ビザを数名ずつ所持している。入国時点で四五八名もの無査証の者がいるということは、注目される。これは外務省自身が、自らの入国管理の訓令に対する柔軟な対応をとった結果と見ることができ

表10 避難ユダヤ人現在調べ

昭和16年4月8日現在

国籍別 性 別	ドイツ	ポーランド	リトアニア	チェコ	ルーマニア	ハンガリー	ボリビア	ニカラグア	オランダ	計
男	65	1,110	16	16	3	1	1	3	1	1,216
女	39	283	14	5	—	1	—	3	1	346
合 計	104	1,393	30	21	3	2	1	6	2	1,562

資料：昭和16年4月18日 兵庫県知事より外務省へ報告 「ユダヤ人一斉調査に関する件」

の約二六%の四〇九名が、引き続き日本に滞留する可能性が高い者である。

ほとんどの難民の一五六二名中一一四〇名（七三%）が米国を目指している。続いてパレスチナ一七四名（一八%）、カナダ一七名（一%）を目指している。入国当時オランダ領キュラソー・ビザを持っていた難民たちは、一五六二名中九一九名いたが（表八）、一五六二名中二名に激減している。このことは、明らかに難民たちがキュラソー・ビザが真の行き先国ビザとして有効でないことを知っていたことを表している。

同じく表一〇の昭和十六年四月十八日兵庫県知事より外務省への報告「避難ユダヤ人現在調べ」四月八日現在、によると、ポーランド出身ユダヤ難民が、一五六二名中一三九三名（約八九%）を占め、ドイツ系難民が一〇四名（約七%）、リ

トニア系三〇名（約一%）残りが、チェコ、ニカラグアなど数名となっている。このことからこの時点での残留ユダヤ難民のほとんどが、ポーランド系であるといえる。

トニア系三〇名（約一%）残りが、チェコ、ニカラグアなど数名となっている。このことからこの時点での残留ユダヤ難民のほとんどが、ポーランド系であるといえる。

古江がドイツから満州国を通り日本にわたったユダヤ難民のことを詳述している。⁽³⁷⁾それによると、「一九四〇（昭和十五）年八月十二日にドイツ・在ハンブルグ日本帝国総領事館の川村博総領事が、ドイツ在住のユダヤ人夫妻に日本通過ビザを発給し、同日、駐ハンブルグ満州帝国サワグチ総領事

リトニアから神戸までシベリア・ウラジオストク経由で

④ ユダヤ難民の神戸への経路

約六千マイル（約九千六百キロメートル）である。そのはるかな道のりをほとんどのユダヤ難民は、生死の境のわずかな隙間の可能性にすがり、そして、かろうじて渡った。その内の多くは、ポーランドを脱出した難民だった。リトニアに行き、そこからロシアに入り、モスクワにたどり着いた。モスクワ・シベリア鉄道・ウラジオストク・敦賀・神戸というルート①である。ユダヤ難民に関する情報を神戸市民から募つたところ、「父が旧日本軍の軍人をしており、父から満州新京（長春）に次々と列車に乗つてユダヤ人がやつてきたこと、そして、駅で警察がユダヤ人たちを調べていたと聞いたことがある」という情報が寄せられた。時期が不明ということであるが、昭和十五・十六年ごろと考えられる。このことは、ルート①以外にユダヤ難民が日本に行く経路があつたことを示している証言である。

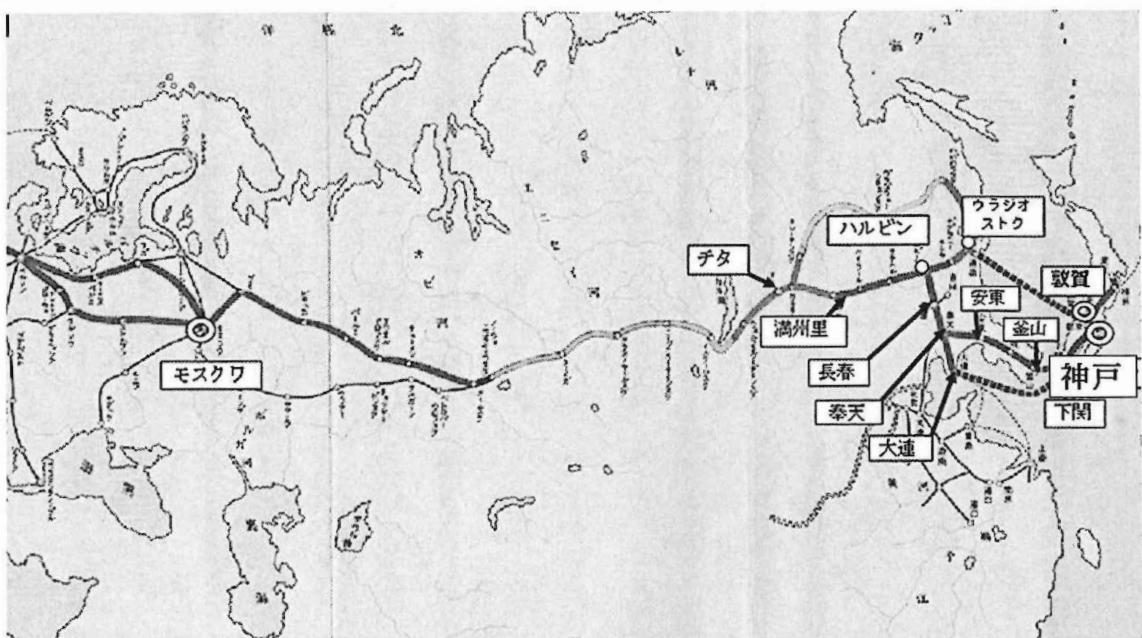


図3 ユダヤ難民 ヨーロッパから日本への行路

代理が満州国通過ビザを発給した」としている。そして、そのドイツ系ユダヤ難民夫妻がシベリア鉄道でイルクーツク・満州里（満州国）・ハルбин・新京（長春）・奉天（瀋陽）・安東・京城（ソウル）・釜山・下関・（神戸）横浜の経路を辿ったとしている。つまり、昭和十五年八月の時点で、シベリア鉄道で満州里・ハルбинまで行き、その後満州鉄道で新京（長春）・安東・釜山・下関・神戸に渡るルート②が存在したのである。このドイツ系ユダヤ人夫妻は、ドイツで日本と満州国の通過ビザをしっかりと発給してもらっていたことからその時点までに明らかに最終目的地ビザを手に入れていたと思われる。古江は、その他に、シベリア鉄道・満州里・ハルбин・大連・門司・神戸の③のルートがあつたとしている。

また、古江によると、「ソ連はユダヤ難民の通過を限定的に認めたものの、ユダヤ難民の国内の移動と滞留に神経をとがらせていた。ウラジオストクにいるユダヤ難民を速やかに日本に入国させるよう求めた。ソ連は、滞留していたボーランド難民約八百人について、ウラジオストク経由だけでは速やかな移動は困難と見て、昭和十六年一月三日付で、『ユダ

ヤ難民の一部を満州国経由で通行させたい』と日本政府に要請している。⁽³⁸⁾ 外務省は、昭和十六年三月に『満州国通過は、百人に限定する』と回答している」としている。

⑤ 神戸ユダヤ協会の位置

神戸ユダヤ協会は、アメリカのジョイントへの報告文書に、THE JEWISH COMMUNITY OF KOBE (ASHKENAZIM) No.6, YAMAMOTO-DORI, 1-CHOME, KOBE, JAPAN.

という名前と住所で報告されている。「神戸ユダヤ協会、アシュケナージ派、神戸市神戸区山本通一丁目六」となっている。ユダヤ難民の一番のより所だった神戸ユダヤ協会は、現在の神戸市中央区の一宮神社の北數十メートルのところにあった。現在は当時の石垣が一〇メートルほどにわたって残っているだけで、かつて千人を超える多くの難民が押し寄せた建物は残っていない。

神戸のアシュケナージ系のユダヤ人たちが、ユダヤ難民の救援委員会となり難民の様々な世話をあたった。バルハフティクは、神戸ユダヤ協会について、「神戸ユダヤ協会の人々は、自分たちもかつてはロシアから来た難民であったから、新しく来るユダヤ難民を温かく迎え、親身に世話をした。(中略)

敦賀に到着した難民は、ほとんどが神戸に移され、そこで同胞だけでなく日本人からも深い憐みの心を持って迎えられた。(中略) しかしそれでも日本人の間にはわれわれに対する同情の念が見られた。(中略) 私と仲間は(神戸から) 横浜に移動した。しかしほとんどの人は、ユダヤ人社会があり、難民救済の中心である神戸に舞い戻ってしまった」と述べている。⁽³⁹⁾

神戸ユダヤ協会が、現金や衣食住、それに現物の手配や支給など難民の生活を支えた役割は大きく、彼らの親身で献身的な世話が、ユダヤ難民から信頼され、心のより所となっていたことが理解される。

⑥ ユダヤ難民の居所

四千名を超えるユダヤ難民が神戸に滞在した居所の多くは不明であるが、兵庫県知事が外務省他に、昭和十六年四月八日、昭和十六年八月三十日と昭和十六年九月二十一日時点でのユダヤ難民が滞在した住所を報告している。神戸市文書館がその報告を基にして、ユダヤ難民の滞在した居住地を当時の住居図を基に復元し、現在の地図上に表記した。(口絵参照)

昭和十五年九月日独伊三国同盟が締結されたため、米政府

は滞在している英米人に引き揚げ勧告を出した。その前から離日する外国人もいたが、多くの英米系外国人が大挙して神戸の北野・山本地域から去り、多くの洋館が空き家となつた。

神戸ユダヤ協会がそこを借り受けユダヤ難民が利用した。しかし、それだけでは千人を超えるユダヤ難民を収容することはできず、神戸在住のユダヤ人の家に下宿したり、アパートに滞在したりしている。裕福なユダヤ難民は、自らホテルなどを利用している。

昭和十六年四月八日当時はまだユダヤ難民が押し寄せる可能性がある時期であった。その当時一五六二名のユダヤ人が神戸に滞在していた。その内一〇六〇名が合宿、二〇九名がホテル・下宿となっている。残りの二九三名は、個人の家に寄宿している。合宿、ホテル、下宿の一六九名の居所が地図上に明示されている。彼らが滞在した場所は、北野坂とトアロードに挟まれた地域に集中している。これは神戸ユダヤ協会が山本通一丁目にあり、ユダヤ難民は週に二回生活費や食料などの受給のために、また、祖国や近親者の情報を得るために立ち寄らねばならなかつたからである。大人数を収容できる空き家やアパートが利用され、遠くは阪急六甲の北側、

灘区青谷、水道筋にも大勢のユダヤ難民が滞在している。これらの地域は神戸ユダヤ協会から離れているが、市電・市バスなどの利用が可能であり、神戸ユダヤ協会との連絡が可能な範囲であったと思われる。

昭和十六年九月二十一日時点で、ユダヤ難民が神戸に滞在している数は、一二二名であり、四月からかなり減少している。昭和十六年九月十七日の上海行きの大洋丸がユダヤ難民が神戸港を出航する最後の便だとされていたが、病人やその看護者、幼児と同伴者、神学校の代表などがやむを得ず残留している。そのユダヤ難民の居所が図示されており、灘区の水道筋、城内通、葺合区の中島通、上筒井通などがあるが、ほとんどは北野・山本通にある。

⑦ ユダヤ難民の神戸での生活の状況

日本郵船の神戸支店長が昭和十六年四月九日に社長宛に「当地（神戸）滞留ユダヤ人状況報告の件」を出している。

「一、当地滞留ユダヤ人人数　三月三十一日現在にて、（兵庫）県外事課の調査によれば、一七一三人の内約七割は男にて約百人のドイツ系以外は主としてポーランド系なり」千七百人の内約千六百人がポーランド系ユダヤ人だといつていて。

「二、生活実情 前記（千七百人）の内約千人は、ほとんど生活費の持ち合わせなく、在米ユダヤ協会よりの送金を当地（神戸ユダヤ）協会にて、一人一円二〇銭の割にて、小遣い銭として支給しおれり、食住は（神戸ユダヤ）協会にて一括賄い、（その）内、食パンは日に一人一斤の割にて、（兵庫）県外事課のあせんの下に配給を受けつたり、これはパンを求めて市内を彷徨するを防止するためなりと。

この千人は主として灘、青谷、北野、山本通等に散在、二一軒の洋式家屋に分宿、時に一室に一二三人位同居する場合もあり、至極惨めな生活を営みおれり。（中略）

なお、前記千人以外の約七百人は当地着の際は、ほとんど無一文の者なるも、在米の親戚友人等より、仕送りを受け、各ホテル、アパート等に分宿、直接の（神戸ユダヤ）協会の救済下にはあらざるも、ホテル内にて食事をとることは稀にして、食パンや野菜類等を自室にて喰み…」

ユダヤ難民が神戸に到着し始めた当初は、一人当たり一円五〇銭支給していたが、途中から一円二〇銭になつたという。当時の一人当たり一円二〇銭というのは、一般の市民感覚からすると、当時風呂代が約六八銭で、電車賃が八銭程度で

あり、カレーライスが二〇～三〇銭程度であることを考えれば、食パンも支給されており、豊かではないにしてもなんとか普通の生活が営まれる金額だったと思われる。ドイツ系とボーランド系ユダヤ人の所持金に差が生じたのは、ドイツ系ユダヤ人の多くが満州国経由であり、ウラジオストクのようにロシア人によって、貴重品などが収奪されなかつたためかもしれない。ドイツを出国するときは、持ち出すことのできる金額は制限されており一〇ドル程度であつた。出国するときの状況はボーランド系のユダヤ難民と変わらず着のみ着のままだつたと思われる。ドイツ系ユダヤ人が神戸でホテルに泊まることができたのは、アメリカの親戚友人などから仕送りを受けていたためとも述べられている。

バール・ショーは手記の中で、一九四一年（昭和十六）二月から八月の神戸でのくらしを次のように述べている。⁽⁴⁰⁾

「難民は、通過ビザでの滞在のため就労が認められず、収入を得ることができず、アメリカのユダヤジョイント分配委員会から支給される手当に頼っていた。この手当には、食料や他の日常の生活費が含まれていたが、それ以上のものではなかった。誰も不平を言わず、皆この手当で生活をした。ぜ

いたくな物は何もなかつた。私たちの家族は、難民の住居として与えられた、道筋にある家に七人一部屋で住んでいた。（中略）私たちが住んでいた家には、トイレや洗濯の設備はあつたが、風呂は銭湯に行かねばならなかつた

ユダヤ難民たちは、次の目的地のビザが手に入るまでの一周間から六ヶ月の間神戸に住みついた。ひとときの安らぎと平和を感じ、限られた自由であつてもその中で自由を喜び、神戸の人々とのふれあいを楽しんで暮らしている様子がうかがわれる。

⑧ ユダヤ難民の退邦

昭和十六年四月十八日兵庫県知事より外務省他宛の「ユダヤ人一斉調査に関する件」で、「：従前のごとく一時に多数の避難ユダヤ人の殺到せざる限り、避難ユダヤ人の退邦は順調に措置し得るものと思惟候条…」とあるように、ユダヤ難民の退邦は順調にいくものと考えられていた。ところが、日本軍が昭和十六年七月二十八日にフランス領インドシナ（仏印南部）へ進駐をしたことから、日米関係が決定的に悪化し、対日石油禁輸などの経済的な制裁が行われた。それに伴い、昭和十六年八月三十日兵庫県知事より外務省他宛の「避難ユ

ダヤ人退邦に関する件」では、「：最近北米、カナダ、インド、オーストラリア、南米等の外国航路は全面的に欠航し、：本邦より直接目的国に渡航すること不可能に」なったことが記されている。そのため「一旦上海に出国の上マニラ香港等を経由外国船を利用渡航するほか方途」ない状況となつた。「北米合衆国の日本在米資金凍結実施後、在米ユダヤ人救済団体ジョイントより当地ユダヤ人協会宛送金途絶の折柄、避難ユダヤ人を漫然滞邦せしむるにおいては、憂慮すべき事態発生のおそれあるをもつて」とある。ユダヤ難民に対するアメリカからの救済資金が届かなくなつたので、憂慮するようなどが起ころる恐れがあるとしている。だから、「既に第三国に入国査証を取得せる者は勿論、査証取得手続き中の者といえども急速に上海へ向け退邦せしめ、同地において第三国に入国査証取得せしむるを適策と思料し」とし、既にビザの取得の有無を問わず、すべてのユダヤ難民を上海へ退邦させ、上海でビザを取得させるのがよいと、兵庫県が国に進言している。そして、表一一の「避難ユダヤ人退邦者」にあるように、昭和十六年八月中旬に、鎌倉丸、浅間丸、龍田丸の三隻で一举に七八三名のユダヤ難民を上海に移送している。表一二の「第

「三国査証取得状況」によると、七八三名中六二五名が無査証であり、約八〇%にのぼっている。査証を所持する者は、わずか一〇%であり、七六名とパレスチナが最も多く、続いて新西蘭（ニュージーランド）二八名、アメリカ二一名、カナダ一七名、豪州五名となっている。アメリカの難民流入制限を受け、イギリスがニュージーランド、カナダ、豪州などのイギリス領での難民受け入れを許可したことを表している。

兵庫県の昭和十六年八月三十日の国

へ報告した「避難ユダヤ人現存者数」より筆者が作成した表一三を見ると、報告の通り、移送後の神戸に残留しているユダヤ人の数は、三二二名に激減している。神戸に残留したユダヤ難民の三二二名の内ボーランド人が二七八

名（八六・三%）であり、神戸残留のユダヤ人のほとんどを占めている。ドイツからの難民で残留している者はわずか二五名であり、七・七%にすぎない。

昭和十六年九月二十一日の兵庫県知事より内務大臣、外務大臣宛の「避難ユダヤ人退邦に関する件」によると、「神戸港出港の大洋丸において九月十七日出港を最後として、その後の配船見通しが困難なようなので、ユダヤ難民を退邦させるには、この機会を失することはできない。神戸港の防諜措置が継続中であったが、税関と憲兵分隊等と折衝して、大洋丸に乗船させることに決定した。九月十七日に一九九名の避難ユダヤ人を乗船退邦させることにしている」としている。表一四「避難ユダヤ人退邦者九月十七日現在」によると、大洋丸で退邦した一九九名中ボーランド人が一五八名（七九・四%）で、ドイツ人が一八名（九%）

表11 避難ユダヤ人退邦者（8月1日～8月31日）

退邦月日	乗船船名	ドイツ			ポーランド			その他			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
8月2日	鎌倉丸	11	10	21	95	28	123	2	1	3	108	39	147
8月20日	浅間丸	11	4	15	227	22	249	9	14	23	247	40	287
8月28日	龍田丸	12	9	21	263	61	324	2	2	4	277	72	349
合 計		34	23	57	585	111	696	13	17	30	632	151	783

資料：昭和16年8月30日 兵庫県知事より内務大臣、外務大臣他宛報告

表12 避難ユダヤ人退邦者 第三国査証取得状況

退邦月日	乗船船名	パレスチナ	米国	カナダ	豪州	新西蘭	ブラジル	アルゼンチン	アルゼンチン	メキシコ	無査証	合計
8月2日	鎌倉丸	34	—	1	2	28	—	—	—	—	82	147
8月20日	浅間丸	26	7	11	1	—	2	6	—	—	234	287
8月28日	龍田丸	16	14	5	2	—	—	—	1	2	309	349
合 計		76	21	17	5	28	2	6	1	2	625	783

資料：昭和16年8月30日兵庫県知事より内務大臣、外務大臣他宛

である。

なお、その後神戸に残存するユダヤ難民は、一二八名としており、これらは病者、その看護者、幼児同伴者、神学校代表者等であり、大量に退邦させることは困難だが、できるだけ速やかに退邦させる予定だとしている。

昭和十六年九月十八日付の『神戸新聞』に「さよならユダヤ人部隊 殿（しんがり）軍」の見出しで「約六ヵ月間流浪の身体を港都に休めていたユダヤ人の最終部隊一九九名は十七日午後三時神戸出帆の日華連絡船大洋丸で上海に向かった。

表13 避難ユダヤ人残留者

国籍	ポーランド	ドイツ	チェコ	リトアニア	チリ	オランダ	合計
残留数	278	25	13	3	1	2	322

資料：昭和16年8月30日兵庫県知事より内務大臣、外務大臣他宛報告

表14 避難ユダヤ人退邦者

昭和16年9月17日現在

退邦月日	乗船船名	ドイツ			ポーランド			その他			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
9月17日	大洋丸	10	8	18	118	40	158	13	10	23	141	58	199

資料：昭和16年9月21日 兵庫県知事より外務省へ報告 「避難ユダヤ人退邦の件」

結局後に残った者は病人、子供たち約七〇名であるが、これも近日の便船に分乗上海に向かう予定である」と記載されている。

退邦ユダヤ人の港までの道筋は、メリケン波止場で税関による旅具検査を受け、バスあるいは市電で高松駅まで行き、和田岬検疫所の広場に集合し、はしけで沖待ちの本船に乗船するか、第三突堤または第四突堤まで行き本船に乗船している。

和田岬でのユダヤ難民の退邦について、市民から次のような情報が寄せられている。「昭和十五年の秋、検疫所のあつた和田岬の桟橋から多くのユダヤ人が船に乗って海外に行くのが見えた。本船が到着するとはしけで搭乗していた。持てるだけたくさんの荷物を抱えて、着られるだけの服を着て着膨れしていた。戦時中のため外国航路が少なくなっていたので検疫のための収容者も少なく空いた施設でユダヤ人が待機していたようと思う」

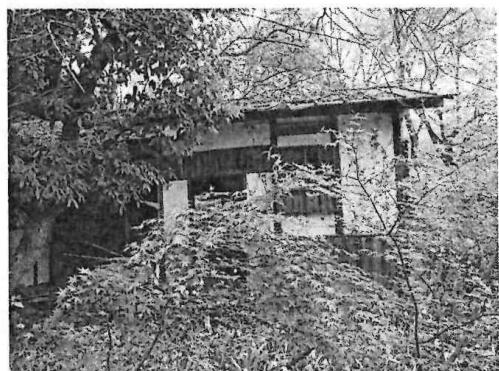
⑨ 昭和十四年以前に神戸に滞在していたユダヤ人

ユダヤ難民が退邦した後、昭和十六年十一月十八日付の『神戸新聞』によると、九〇余名のユダヤ人が滞在していた。昭

和十八年以降は日本に滯在している枢軸国などの外交官や一般外国人は軽井沢などに疎開させられた。神戸に残留していたユダヤ人は、米軍の本格的な空襲が始まる前の昭和二十年三月から四月にかけて、神戸市北区にある有馬温泉の北東あたりの文化村に疎開している。

七 神戸市民との交流

平成二十七年の暮れに、神戸市が、公報やマスコミに協力を依頼して、昭和十五・十六年のユダヤ難民に関する情報提供を呼びかけたところ、五〇を超える貴重な情報が寄せられた（巻末の資料編参照）。戦災で焼失し、その上時間の経過とともに失われつつある、神戸の貴重で大切な歴史の記憶を残そうとする神戸市の訴えが市民に伝わり、善意に満ちた情報とともに助言や資料の提供をいただいた。限られてはいて



神戸市北区有馬町の文化村

も、寄せられた情報の中から心温かい神戸の人々の姿が垣間見られた。

エピソード① 昭和十六年一月十三日に、ポーランド人アルフレッド・ゾーバーマン（三十八歳）弁護士、イレナ・ゾーバーマン（四十歳）の二人がリトアニアのヴィルナから入国している。一人が夫婦かどうかは分からぬ。昭和十五年八月五日と七月二十九日に杉原千畝からビザの発給を受けている。二人は昭和十六年一月に、北野山本界隈を散策しているとき、山本通三丁目の「Attorney at Law」（弁護士）という英語で表示された看板が目にに入ったのであろう。一人が弁護士事務所を訪れてきた。同業の気安さと安心から訪れたのであろうか、その事務所の北の書庫にしていた住居を借り受け、約一ヶ月間滞在している。神戸に到着した彼らにも神戸ユダヤ協会は住居を提供したと思われるが、どの施設も満員で過密の状態であった。昭和十六年一月十五日の『大阪毎日新聞』に、「ユダヤ人は流浪す 着のみ着のままの氣の毒な姿 昨日三百余名来神」の見出しで、「嵐の大陸欧洲から（中略）またもや昨十四日午後四時四十八分三宮駅着で神戸にやつてきた。ユダヤ人協会（中略）に案内されて、大和、神戸、

富士各ホテルに入ったが、ここには既に四百四十名の先客ユダヤ人が船待ちをしているので、とても収容しきれず新たに借りた葺合区中島通二丁目の民家二軒と灘区青谷町四丁目アパート山楽荘を独占して収容するという騒ぎ」とある。ちょうどゾーバーマンたちが神戸に到着したときのことが記されている。彼らが残した写真の裏に「一九四一年三月二十四日、最高の感謝の気持ちを表します」とあった。神戸を出港する前に少しでも感謝の気持ちを伝えたかったのであろう。彼らがいつどこへ出港したのか記録は残されていない。難民の外国人から事情を聞き、即決して気安く彼らを受け入れ、住居を提供した開放的で、心やさしい神戸人の姿が見える。いとこがヨーロッパでのユダヤ人迫害の話を彼らから聞き、憤慨していたというから、弁護士一家は彼らがユダヤ人であることを十分理解して受け入れたのである。

エピソード② 昭和十六年の夏、メノ・モーゼズ・ウォルデン（二十五才）、シーラ・ウォルデン、（一人は夫婦と思われるが不明。彼らはハンブルグ出身のドイツ系ユダヤ人である。杉原千畝から昭和十五年八月七日にビザの発給を受けている。）この二人とシェーファー・マックスというユダヤ難

民が、情報提供者（当時九才）のいた灘区の水道筋にあつた食料品店にやつてきた。情報提供者の父が税関の下請けをしており、外国人と話ができたので、近所の女性が彼らを連れて店にやってきたのだという。シェーファー・マックスというユダヤ難民は、おそらく杉原リストのNo.一六四七のボーランド系ユダヤ人シェーファー・メイヤーのことであると推察される。メイヤーは昭和十六年一月ごろ神戸に来ていました。城内通にいた彼らを倉石通の実家の方に招き、母親の手料理でもてなし、姉が「猫踏んじゃった」をピアノで弾いたり、浴衣を着せ写真を撮つたりして歓待している。そして、あるときは近くの写真館で彼らに和服を着せ写真を撮つたりしている。実家にはときどき外国人が来ていたので、特別なことではなく、彼らが来ることが情報提供者にも聞かされておらず食事に同席してなかつたという。しかし、その当時彼らがユダヤ難民であるということは、家族の誰も知らなかつた。後に戦時に彼らがユダヤ人であることを聞いたという。周りの人から反ユダヤ的なことなど耳にしたことはなかつたという。当時は外国人と話をすると、スパイ容疑をかけられる恐れのある時代だった。そんな中でも、情報提供者

の家族は、どこの国の人かなどとあまり詮索しないで、今までの外国人と同じように接している。開放的で大らかな普通の様子で、ユダヤ難民に接しているところがいかにも神戸らしく思える。ウォルデンが一九四一年九月十六日と記入した写真を残しているが、神戸を離れる前にお世話になつたお礼に写真にサインをして渡したものと思われる。ウォルデンが上海経由でアメリカに行くといつていたのを情報提供者は覚えている。

エピソード③ プロテスrantの神戸ホーリネス教会の信者的人々が、ユダヤ難民の窮状を知りリンゴを贈った。昭和十六年二月二十二日『大阪毎日新聞』に、「リンゴの贈り物神戸のユダヤ人に」という見出しで、次のような記事が載っている。

「流浪の宿命を背負うて亡命の旅路を神戸で過ごすユダヤ人七七〇名に二十一日キリスト教キヨメ教会大阪、京都、神戸三教会からリング一三箱を神戸区山本通のユダヤ人協会に寄贈、午後三時パンの配給を受けに押し寄せたさすらいの民達を喜ばせた」とある。ユダヤ難民の窮状を知り、少しでも救おうと組織的に活動した彼らの活動は、集会が禁じられて

いた当時、勇気ある人道的な活動であったといえる。この教会の牧師の長女（当時十七～十八才）によると、リンゴの寄贈はこの一回だけではなく何回か行われたという。そして、ユダヤ難民たちが神戸を離れるのを港に見送りに出かけたとき、難民たちは、出立できることを喜んで有頂天になり、嬉々として踊っている様を見て、彼女たちも共に喜び見送ったとう。

エピソード④ 北野町や山本通や神戸市内で、ユダヤ難民の姿が、昭和十五～十六年ごろよく見かけられている。北野では、昭和十六年の冬に十分な衣服をまとつていなかつたために、寒い日本の生活で、手が霜焼けで赤くはれあがつていたのを見ていた人もいた。一宮神社やハンター坂あたりでも見かけたという話も寄せられている。また、昭和十五年冬に灘の畠原市場で八百屋の裏で二～三人の擦り切れた靴をはいたユダヤの婦人が、渡航費を節約するためか大根の葉っぱをもらっている姿も見かけられている。

エピソード⑤ 情報が寄せられたときに採録されたままを表記すると、「子供のころ（九才）昭和十六年ごろだと思うが、灘区篠原南町に住んでいた。今の灘警察の東の川向こうに、

木造の三階建てのぼろぼろの家があり、そこにユダヤ人の方が二〇人位滞在していた。実家が油屋をしており、母が夕方、夜暗くなつた後に、どうも物を持って行つていたようだ。誰にも言うなと口止めされていた。何を持つていったかまでは知らない。ユダヤの方は、ぼろぼろのオーバーコートを着ており、帽子をかぶっていたことを覚えている』。困つてゐるユダヤの人たちを助けてあげたい。しかし、いかに神戸が国際港都とはいえ、外国人に、ユダヤ難民にすら親しく接触することは好ましくないという空気が支配的であった時代である。また、反ユダヤ主義の報道が広がりを見せつつある時代であった。善意に満ちた一人の主婦が、周りにおもんぱかりながら目立たぬようにこつそりと何かを届けたのである。困つていた外国人に、周りにはばかりながら、つましいがしっかりと手を差し伸べるというところが、いかにも当時の神戸の人々の姿を象徴しているように見える。取り立てて大仰に彼らを助けるというのではなく、自分の息子にも「誰にもいうたらいかんよ」と口止めをしてユダヤ難民を助けていた。当時ヨーロッパから逃げてきたユダヤ人に物を差し入れしたり、お付き合いをしたりするのは、はばかられる空気が

あつたと情報提供者は話している。それにもかかわらず一人の主婦が果敢にユダヤ難民にエプロンにくるんで物を届けている。母親は商社に勤めていたことがあり、ユダヤ人の苦難の状況がよく分かっていたのではないかという。見返りを求めたわけではなくこつそりとやつた彼女の芯の強さと、人種を超えたあたたかい人間愛に強く胸を打たれる。このように目立たないが、神戸の人々とユダヤ難民との人間的なふれあいが各所で起こつていたのではないだろうか。それがこの女性のようにさりげなく行われたのであろう。ユダヤ難民との交流の話が多くは残つていらない理由の一つは、記憶の劣化と喪失が主な原因だが、外国人に慣れている神戸の人々にとって、外国人と近所付き合いをするそのような交流は、日常的であり、取り立てたことだという意識がなかつたからかもしれない。

神戸の人々とユダヤ難民との日常的な交流の様子が新聞報道などに残されている。お釣りをもらい忘れ、翌日そのユダヤ人男性にそのお釣りが手渡された話、難民の男性が風呂屋に行くといつも大騒ぎになつた話、言葉が分からぬのに身ぶり手ぶりでユダヤの婦人が市場の人と値段の交渉をした話

など。神戸ユダヤ協会の役員で難民の世話をしたレオ・ハンソンの妻が数百人の難民の子供の係をしていた。子供たちが、風邪をひき熱を出したり下痢をしたりしたら、難民たちはみんな彼女の所に来た。ユダヤ難民にとって、かかりつけ医のような一人の日本人の医師がいた。庭にうさぎを飼っているヨシムラ（難民の子どもたちは、ウサギの医者という名前を付けていた）という信じられないくらいすばらしい医師だったという。彼はユダヤ難民から一切の医療費を受け取らなかつた。

エピソード⑥ 昭和十六年ごろ（情報提供者が十一歳ぐらいのとき）北野町四丁目西南の所の大きな洋館に、二〇〇四〇、五〇人のユダヤ人がいた。その中には、ユダヤ人の子供や女性もいた。その人たちが戦争の難民だと分かっていたが、迫害されて逃れて来ていたとは知らなかつた。何人かのグループが出て行くと入れ替わりに次のグループが入つてきた。その人たちがユダヤ人で船を「待つとんや」ということぐらいしか知らなかつた。難民の人と話をしたかったが、その人たちがあんまり外には出なかつたので、接触はなかつた。近所の人との交流は見たことがない。北野にいた普通の外国人

人に比べたら服装は粗末で貧弱だったという。

兵庫県は増加するユダヤ難民に対応するために、一九四一（昭和十六）年三月「避難ユダヤ人遵守事項」として、一〇項目をたてている。その内主なものを摘要する。

一、神戸市以外に旅行せんとする者は、神戸ユダヤ協会を経て、県外事課に願い出て許可を受くべし。

一、目的なくして外出し市内を徘徊するが如きことなく、各宿所において休養すべし。

一、各合宿所においては、責任者一名を選定し、当直員二名

以上を設け風紀、衛生その他の取り締まりに任ずべし。
違反者は送還その他の厳重な処分をすることとしている。

ユダヤ難民はあまり外出せずに宿泊所にいることが奨励されていてある。エピソード⑥は、この規則にしばられ難民たちが自由に外出できなかつたことも考えられる。

バル・ショーの姉ペーラ・フランケルは、「私たちにはお金がまったくなかつたので、神戸ユダヤ協会から支給される手当はありがたかった」と話している。彼女たち一家四人は、北野町一丁目の丘の上の集合住宅に約六カ月住んでいた。宿泊所にいるように言われてはいても、彼らは、日常生活を

おくるために出かける必要があった。その間に神戸の人々と多くのふれあいがあつたことであろう。

「買い物に出かけた時は、身ぶり手ぶりで話をした。日本語はまったく分からなかつた。日本人も日本語以外は分からなかつた。砂糖とジャムはぜいたく品で、配給品であつたが、子どもたちのために何とかして手に入れた。(中略) バールが日本人の牛乳配達の手伝いをして小銭をもらつたりしていった。ある日警官がやってきてバールが許可なく就労していることを調べた。警官は私たちの話に興味を持たず、『働かなないと収入はない(のは、よく分かっている)』と言つただけで帰つていった」と述べている。本来就労できないバールを罰することなく、温情で許している。

毎日の買い物の時の身ぶり手ぶりのやりとりで、ユダヤ難民と神戸の人々との間は、近くなりいつそう親密さを増していったことであろう。

バール・ショー(当時十四歳)は、日本の少年と友達になつて、裏山の森の中で空氣銃を使って獲物を撃つたりしている。ショーは、「ポーランドから来た少年と日本の少年が共通の言葉もなく本当の友達になれたのは興味深いことだ」と述べ

ている。彼の手記には、日本人がセミを捕まえ小さな虫がごに入れ軒先につるしている様子や錢湯に出かけた時の様子などが描かれている。彼が北野町や山本通で地域の大人から子供まで様々な人と交わり、親しく交流したことが推察される。

市民から寄せられた情報にふれる度に、当時の神戸の人々が、外国人(ユダヤ難民)に対して、庶民的で健全な国際感覚をもつて接し、近所付き合い的な温かい手を差し伸べていたことを改めて感じる。このような普段着の豊かな国際感覚は、今日明日にできるものではなく、神戸開港の一五〇年の歴史が育んできたレガシー(遺産)ともいうべきものである。

八 戦後のユダヤ人

昭和二十年六月の空襲でシナゴーグが焼失している。

第二次世界大戦が終結に向かうころ神戸のアシュケナージの共同体はなくなりつつあつた。一九五〇年代の初めまでに、ほとんどのユダヤ人が日本を去つていったといわれている。モッシュによると、「ヤコブ・ゴットリープは、セファルディの中では唯一のアシュケナージ・ユダヤ人だった。その当時ユダヤ教の宗教的な規則は折衷的であった。ある者は安息日を

守らなかつたが、ある者は守つた。また、ある者はコーシャを食べなかつたが、ある者は食べた。昭和二十七年から昭和四十年の間には、およそ一八〇～一〇〇の家族があつた」という。昭和四十三年から昭和四十四年にかけて、倉庫を改造して本物のシナゴーグにするためにすべてのユダヤ教徒が努力をした。アルバート・ハムウェイが、ニューヨークから日本へセファー・トーラー（トーラーの巻物）を持ってこさせたという。

昭和四十五年に、現在のシナゴーグのオヘル・シェロモーの建物ができあがる。これに合わせて、関西ユダヤ協会ができた。モッシュによると、「ヴィクトー・モッシュとアルバート・ハムウェイが、シナゴーグの建設に力を合わせた。土曜日の朝には、シナゴーグで集会に必要なミンヤンが集まつた。しかし、金曜日の夜には、ミンヤンが集まらなかつた」とい

がシナゴーグを訪ねてきた。ユダヤ教の休日と過ぎ越し祭には、一七〇～一〇〇人の人がやつてきた。安息日ごとに外国人から訪問客があつた。訪問者はユダヤ教徒の家かラーバイのアパートに宿泊することができた。日曜学校があつて五～六人の子供が来ていた。休日には、三〇人の子供が来た。儀式はセファルディとアシュケナージとイスラエルとチャシディックの混合で行われた。人々は大変若く平均年齢は三十代である」と言つてゐる。

九 終わりに

平成二十八年の一月から十月までのほとんどの時間は、ユダヤ人に関するぼう大な量の資料、文献について、正確さを求めた点検と分析に追われた。執筆に取り掛かったのが遅く、分析・考察が十分でないが、神戸のユダヤ人の平明でかつ歴史的な概要に迫ることができるように努めた。そのため引用がやや多くなつた。この稿の記述の根拠や裏付けとなつた資料やデータの大半は、神戸市によるものである。関係の方々には、不確実な資料であつても劳をいとわず調査し、情報の収集整理提供にご協力をいただいた。調査の最中に偶然、ユ

モッシュによると、「二〇〇〇年ごろ一週間に五〇人の人

ダヤ難民だったピーター・バルークがかつて滞在した北野町

を訪問したいと来神され、かけがえのない貴重な証言をいた

だいた。市民からの情報は、限られた数とはいへ五〇件を超えて、中には神戸のユダヤ人の歴史の解明に欠かすことができない貴重な証言もあつた。また、いかにも国際港都と呼ばれていた神戸ならではの心温まるエピソードもいただいた。

中には記憶が不確かで、記録としてはやむを得ず不適とせざるを得ないものもあつた。戦時中のあの時期に、神戸にユダヤ難民に快く手を差し伸べた人がいたことを改めて確認できたことを、そんなことは当たり前のことだとお叱りを受けそつだが、諂ひしへまたうれしく思つてゐる。

【注】

- (1) Jewish Community in Japan & Notes of Henry Marks, & Co. Alexander Marks ハロルド・ウェーランド・マークス
ハーベラリット 国立図書館蔵の項より引用
- (2) The Hiogo News, 1868 Oct. 27th
- (3) The Hiogo News, 1870 Dec. 7th
- (4) The Jewish Messenger(1857-1902), ProQwest Historical Newspaper, The American Hebrew & JewishMessenger, 1171 頁
- (5) Jews at Hong Kong, The American Hebrew (1879-1902)

ProQwest Historical Newspaper, The American Hebrew &

JewishMessenger, 1171 頁

(6) History of Jewish Kobe, Japan, 111 頁 Internet site

(7) History of Jewish Kobe, Japan, 16 頁 Internet site

(8) 一九四一年二月十一日はハインツに送付した文書の一頁に記載されている。レオ・ハインツモイセフが署名している。

(9) 昭和十六年四月十八日兵庫県知事よりの報告「ユダヤ人一斉調査に関する件」

(10) ブラフ・バルハフティク『日本に来たユダヤ難民』九頁

(11) US Holocaust Memorial Museum, Internet site ポーロツ

ペのユダヤ人人口の分布より、筆者が作成した地図である。

(12) ブラフ・バルハフティク『日本に来たユダヤ難民』10 頁

(13) バール・ショー手記『悲しみの日々と喜びの日々』11 頁、バール・ショーは、ポーランドのユダヤ難民。神戸に十三歳のときに来て、昭和十六年一月から八月まで在留した。姉のペーラ・フランケルの家族の一員として、行動を共にしている。同じボランディユダヤ難民のピーター・バルークの家族と共に北野町一丁田八番地に住んだ。

(14) ペーラ・フランケル手記『備山録』11 頁 ペーラはバール・シマの姉である。ポーランドのユダヤ難民。この時二十歳で、

夫ウイレク・フランケルと1歳のバーティを抱えてヨーロッパから避難している。

(15) ピーター・バルーク手記『マイ ストーリー』七頁 ピーター・

バルークは1歳の時、父クレメンス・バルークと母マリシアとポーランドから脱出し、フランケル一族と北野町一丁目八五番地に昭和十六年一月から八月まで居住した。平成二十八年五月、七五年ぶりに神戸を訪れた。

(16) ブラフ・バルハフティク『日本に来たユダヤ難民』一八頁

(17) パーラ・フランケル手記『備忘録』三四頁

(18) ブラフ・バルハフティク『日本に来たユダヤ難民』八三頁

(19) ブラフ・バルハフティク『日本に来たユダヤ難民』九六頁

(20) 戦時安全通行証 (SAFE CONDUCT PASS) 戦争時であつても通過時に通過国の平和・秩序・安全を害しなら限らず、通行を認めることを保証する券のいふ。

(21) Flight and Resque P66, US Holocaust Memorial Museum

(22) パーラ・フランケル手記『備忘録』二九頁

(23) ピーター・バルーク手記『マイ ストーリー』八頁

(24) パーラ・バルハフティク手記『備忘録』四一頁

(25) パーラ・フランケル手記『備忘録』四二頁

(26) 筆者が直接ピーター・バルークとバーティ・フランケルに確認した情報。

(27) ピーター・バルーク手記『マイ ストーリー』一一頁

(28) 金子マーティン『神戸・ユダヤ人難民1940-1941—「慰撫」される戦時下日本の猶太人対策』二回一頁

(29) ベラト・バルハフティク『日本に来たユダヤ難民』六〇頁

(30) 昭和十六年四月十五日「本邦渡来欧洲避難民の状況」本省(アメリカ局)「渡來者数及び通過査証付与数」

(31) 昭和十六年四月九日 日本郵船(株) 神戸支店長より社長宛「当地滞留ユダヤ人状況報告」

(32) アメリカのジョンソンに部分的に残つてゐる、一九四一年に神戸ユダヤ協会が送付した資料「Complete Japan Set 3 Refugees Arriving in Japan 1941 JDC」

(33) 古江孝治「敦賀港における避難民上陸事件に関する考察」日本海地誌調査研究会 会誌(平成二十六年度)八五頁

(34) 同上掲書 八七頁

(35) ブラフ・バルハフティク『日本に来たユダヤ難民』一六〇頁

(36) Flight and Resque P72, US Holocaust Memorial Museum

(37) 古江孝治「敦賀港における避難民上陸事件に関する考察」日本海地誌調査研究会 会誌(平成二十六年度)八八頁

(38) 同右掲書 八七・八八頁

(39) ブラフ・バルハフティク『日本に来たユダヤ難民』一六一頁

(40) バール・シモン手記『悲しみの日々と喜びの日々』七六頁

【参考文献】

David Kranzler: Japanese, Nazis & Jews The Jewish Refugee Community of Shanghai, 1938-1945, Hoboken, New Jersey, 1988

Paul Cummins: Dachau Song, Peter Lang Inc. New York, 1992
Isaiah Ben-Dasan: The Japanese and The Jews, Weatherhill, 1972

Ben Ami-Shillony: The Jews and The Japanese, Charles E.

Tuttle Company, 1991

S.David Moche & Lisa Sopher, History of Jewish Kobe: Internet site,

Perla Frankel and Miriam Don: Memoir, A true story of a family's escape, 2006

Peter Baruch: My Story, A life saved, a life worth lived, 2016

Berl Schor: Days of Grief and Days of Joy, 2011

John Sidline: A Look at Kobe, 1990

Samuil Manski: With God's help, 2011

L.J.H. Kelley: To Wear the Dust of War, –

Heinz Altschul: As I record these memories in Kobe, OAG

『原コベルニ海のモーハム総領事館の名簿 : Studies in Languages and Culture, No. 27, Internet Site

US Holocaust Memorial Museum: Flight and Resque. 2000

杉浦幸子『六十人の命のエサ』大正出版 平成二十一一年

グラフ・バルハーフティック『日本に来たユダヤ難民』原書房 平成四年

年

金子マーティン『神戸・ユダヤ人難民1940-1941—「修正」される

戦時ト日本の猶太人対策』みずのむ出版 平成十五年

『外交史料館報 第九号』外務省外交史料館 平成八年

マハ・マリー・クロリー、河合一充『日本とユダヤ その友好の歴史』マルトス出版 平成十九年

山田純大『命のエサを繋いだ男一小辻節』『ユダヤ難民』NHK出版 平成二十五年

西澤正典『近代日本のユダヤ論議』思文閣出版 平成二十七年

『朝日新聞』昭和十五年八月～十六年十一月

『神戸新聞』昭和十五年八月～十六年十一月

外務省外交史料館所蔵記録

日本郵船 昭和十六年四月九日 神戸支店長より社長宛「当地滞留ユダヤ人報告」

日本郵船 昭和十六年四月十八日 神戸支店長より社長宛「ユダヤ人船客輸送状態の件」

兵庫県 昭和十六年四月十八日 兵庫県知事より外務省他宛「ユダヤ人一斉調査に関する件」

兵庫県 昭和十六年八月三十日 兵庫県知事より外務省他宛「避難ユダヤ人退邦に関する件」

兵庫県 昭和十六年九月二十一日 兵庫県知事より外務省他宛「避難ユダヤ人退邦に関する件」

兵庫県 昭和十六年四月十五日 本省(アメリカ局)「本邦渡来欧洲避難民の状況」